

# 自動車保有関係手続のワンストップサービス 申請画面マニュアル

## 【変更登録(所有者本人による申請)】

2024.10版

# 目次

引越しの際の申請について、  
以下リンク先に操作手順等の動画を掲載しております。  
<<https://m.youtube.com/watch?v=4siWSdx7umE>>

## ◆ ポータルサイト.....3

### ◆ 申請内容の入力

- ◆ 申請条件及び申請者等.....7
- ◆ 自動車の用途や登録.....27
- ◆ 保管場所.....36
- ◆ 自動車税（環境性能割・種別割）.....39

## ◆ 申請内容の確認.....42

## ◆ 送信画面 & 到達画面確認.....46

## ◆ 内容保存 & 中断.....53



**はじめての方**

「自動車保有関係手続のワンストップサービス」をはじめてお使いになる方は、こちらをご覧ください。

**はじめての方**

概要や申請の流れなど、手続を行うための基本について解説します。

**準備が済んでいる方**

書類やPCの準備が整った方は、こちらから申請を行ってください。

[手続を開始](#)   [状況の照会](#)   [中断から再開](#)

**お知らせ**   [お知らせ一覧へ](#)

☑ 平成28年3月3日 [実績サンプル](#)

**よくあるご質問**

申請についてよくある疑問を掲載しています。

**用語集**

申請に必要な用語の意味についてご確認いただけます。

**次回自動車重量税額照会サービス**

国土交通省が提供するサービスです。以前の車検を受ける時の自動車重量税額が照会できます。

**お問い合わせ**

電話でのお問い合わせ  
050-5540-2000

受付時間  
8:30～17:00  
(年末年始を除く平日)

<p><b>はじめての方</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ワンストップサービスとは &gt;</li> <li>申請が行える手続の種類 &gt;</li> <li>申請をするための条件 &gt;</li> <li>事前のご準備 &gt;</li> <li>申請の流れ &gt;</li> <li>よくあるご質問 &gt;</li> <li>用語集 &gt;</li> <li>お問い合わせ &gt;</li> </ul>	<p><b>準備が済んでいる方</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ご自身で申請される方 &gt;</li> <li>代理で申請される方 &gt;</li> <li>次車申請者向けメニュー &gt;</li> <li>公用車の申請をされる方 &gt;</li> </ul>	<p><b>その他サービス</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>利用規約 &gt;</li> <li>プライバシーポリシー &gt;</li> <li>セキュリティ &gt;</li> <li>総務局について &gt;</li> <li>サイト利用上の注意 &gt;</li> <li>関連機関へのリンク &gt;</li> <li>サイトマップ &gt;</li> </ul>
---	---	--

Copyright © 2016, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

★ トップページの [手続きを開始] ボタンを押下する。



★ [ご自身で申請される方] ボタンを押下する。



★ [申請を行う] ボタンを押下する。



★ [変更登録] ボタンを押下する。



自動車保有関係手続の  
ワンストップサービス

はじめの方

準備が済んでいる方

文字サイズ 小 中 大

使用許諾情報 (変更登録)

ご利用前に必ずお読みください。

自動車保有関係手続のワンストップサービスをご利用になる方は、「自動車保有関係手続のワンストップサービス利用規約」(以下、「利用規約」)の全ての事項に同意いただくことが必要となります。ご利用前に必ずお読みください。

- 利用規約

「利用規約」に同意する

申請開始

よくあるご質問  
申請についてよくある質問を掲載しています。

用語集  
申請に必要な用語の意味についてご確認いただけます。

次回自動車重量税額照会サービス  
国土交通省が提供するサービスです。次回の申請を受理する際の自

ポータルサイト

申請内容の入力

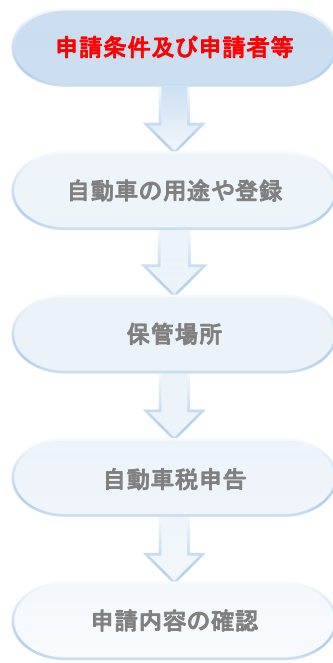
★利用規約を確認し、「利用規約」に同意するにチェックを入れ、「申請開始」ボタンを押下する。

➤ ? をクリックすることで詳細な説明が表示されますので、ご利用ください。

**例** ✓登録する内容として、当てはまるものを全て選択してください。 ?

登録する内容の選択を行ってください。登録する内容として選択されなかった場合、現在の自動車検査証と異なる内容を入力しても、変更されない場合がありますので、ご注意ください。  
※所有者（人格）の変更は必須選択になります。

[詳細はこちら](#)



自動車保有関係手続のワンストップサービス

変更登録 申請条件及び申請者等に関する入力

1 申請条件

✓登録する内容として、当てはまるものを全て選択してください。 ?

登録する内容

- 所有者氏名又は名称の変更
- 所有者住所の変更
- 使用の本拠の位置の変更
- 使用者氏名又は名称の変更
- 使用者住所の変更

所有者の氏名または名称の変更	婚姻・商号変更等により所有者氏名又は名称が変更となる場合。
所有者住所の変更	転居・本社移転等により所有者住所が変更となる場合。
使用者氏名又は名称の変更	使用者の人格が変更となる場合もしくは婚姻・商号変更等により使用者氏名又は名称が変更となる場合。
使用者住所の変更	使用者の人格が変更となる場合もしくは転居・本社移転等により使用者住所が変更となる場合。
使用の本拠の位置の変更	転居・本社移転等に伴い、使用の本拠の位置が変更となる場合。

登録する内容の選択を行います。例えば、引っ越しの場合は、所有者住所の変更、使用の本拠の位置の変更、使用者住所の変更登録を選択してください。  
※所有者氏名又は名称の変更、所有者住所の変更、使用の本拠の位置の変更のうち、いずれか1つ以上を必ず選択してください。

- ▶ 以前、この自動車についての登録手続を却下された又は申請取り下げを行って再申請を行う場合は、「はい」を選択して、その時の受付番号を入力してください。
- ※以下の全ての条件を満たす場合、一部の手数料が無料になる場合があります。
  - (1) 運輸支局等が再申請の検査登録に関わる申請内容が前回の申請と変わらないと判断していること (1回に限り無料)
  - (2) 検査登録審査で却下された又は申請者が取り下げたものであること
  - (3) 前回申請した申請書の受付日から2ヶ月以内であること

1 申請条件

✓この申請は再申請ですか。  
※前回の自動車保有関係手続のワンストップサービスによる登録手続申請が却下または取り下げされたもの

はい  いいえ

☑その時の受付番号を入力してください。  
前回の受付番号  (半角数字17桁)

✓利用する保管場所証明書の種類を選択してください。

電子  紙

▲「紙」の項目は、警察署において保管場所証明書(紙)を事前に取得した場合のみ選択してください。  
※それ以外は「電子」の項目を選択してください。  
※誤った選択を行いますと、申請をやり直す必要がございます。選択した内容を必ず確認してください。

✓すでに取得済みの保管場所証明書(電子)を利用した申請ですか。

はい  いいえ

☑その時の受付番号を入力してください。  
前回の受付番号  (半角数字17桁)

✓検査登録手数料の納付においてキャッシュレス(クレジットカード等)納付を利用しますか。  
※事前に「お支払い情報登録サービス」でクレジットカード情報等を登録する必要があります。

はい  いいえ

✓手数料のまとめ納付を利用しますか。  
※まとめ納付は、納付利用者IDを持っている方のみご利用可能です。

はい  いいえ

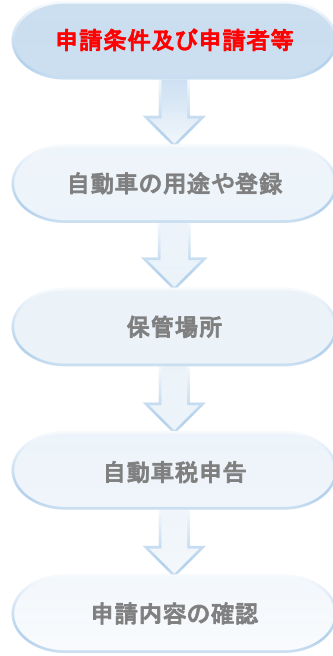
自動車保有関係手続のワンストップサービスを利用して保管場所証明書(電子)の取得を行う場合は「電子」を選択してください。また、警察署で取得した保管場所証明書(紙)を利用して申請を行う場合は「紙」を選択してください。  
※すでに取得した保管場所証明書を再利用する場合において、保管場所証明書(電子)を使用する場合は「電子」を、保管場所証明書(紙)を使用する場合は「紙」を選択してください。

以前、この自動車についての保管場所証明書を取得していて、再申請を行う場合は、「はい」を選択して、その時の受付番号を入力してください。  
※以下の全ての条件を満たす場合、保管場所証明申請が省略可能な場合があります。

- (1) 以前の申請で保管場所証明書が警察から発行されていること (以前の申請で「保管場所標章番号」が状況照会画面に表示されていたこと)
- (2) 運輸支局等への手続開始以降に無効となった、却下された又は申請者が取り下げたものであること
- (3) 保管場所証明書の発行を受けた際の保管場所証明申請の内容が、今回の申請内容と一致していること
- (4) 保管場所証明書の発行日から40日以内であること

すでに取得済みの保管場所証明書を利用した申請ですか。以前、この自動車についての保管場所証明書を取得していて再申請を行う場合は、「はい」を選択して、その時の受付番号を入力してください。

まとめ納付は、納付利用者ID(登録制)を取得している方のみご利用可能です。お持ちでない方は「いいえ」を選択してください。





# ○キャッシュレス納付を利用する場合

1 申請条件

この申請は再申請ですか。  
※前回の自動車保有関係手続のワンストップサービスによる登録手続申請が却下または取り下げされたもの

OK  はい  いいえ

その時の受付番号を入力してください。

前回の受付番号  必須 (半角数字17桁)

利用する保管場所証明書の種類を選択してください。

OK  電子  紙

**▲「紙」の項目は、警察署において保管場所証明書（紙）を事前に取得した場合のみ選択してください。  
 ※それ以外は「電子」の項目を選択してください。  
 ※誤った選択を行いますと、申請をやり直す必要があります。選択した内容を必ず確認してください。**

すでに取得済みの保管場所証明書（電子）を利用した申請ですか。

OK  はい  いいえ

その時の受付番号を入力してください。

前回の受付番号  必須 (半角数字17桁)

検査登録手数料の納付においてキャッシュレス（クレジットカード等）納付を利用しますか。  
※事前に「お支払い情報登録サービス」でクレジットカード情報を登録する必要があります。

OK  はい  いいえ

手数料のまとめ納付を利用しますか。  
※まとめ納付は、納付利用者IDを持っている方のみご利用可能です。

必須  はい  いいえ



✓ 検査登録手数料の納付においてキャッシュレス（クレジットカード等）納付を利用しますか。  
※事前に「[お支払い情報登録サービス](#)」でクレジットカード情報等を登録する必要があります。

OK  はい  いいえ

✓ 税・手数料のまとめ納付を利用しますか。  
※まとめ納付は、納付利用者IDを持っている方のみご利用可能です。

OK  はい  いいえ

自動車登録・検査に関する税・手数料クレジットカードお支払いサービスであらかじめ支払情報を登録すると、検査登録手数料の納付はクレジットカードを利用できます。

キャッシュレス納付以外の保管場所証明申請手数料、保管場所標章交付手数料の納付方式を選択ください。まとめ納付は、納付利用者ID（登録制）を取得している方のみご利用可能であり、同じ種類の手数料をまとめて納付する場合に利用されます。

✓ 検査登録手数料の納付においてキャッシュレス（クレジットカード等）納付を利用しますか。  
※事前に「[お支払い情報登録サービス](#)」でクレジットカード情報等を登録する必要があります。

OK  はい  いいえ

✓ 税・手数料のまとめ納付を利用しますか。  
※まとめ納付は、納付利用者IDを持っている方のみご利用可能です。

OK  はい  いいえ

自動車登録・検査に関する税・手数料クレジットカードお支払いサービスであらかじめ支払情報を登録すると、検査登録手数料の納付はクレジットカードを利用できます。

まとめ納付は、納付利用者ID（登録制）を取得している方のみご利用可能であり、同じ種類の手数料をまとめて納付する場合に利用されます。

✓ 検査登録手数料の納付においてキャッシュレス（クレジットカード等）納付を利用しますか。  
※事前に「[お支払い情報登録サービス](#)」でクレジットカード情報等を登録する必要があります。

OK  はい  いいえ

✓ 税・手数料のまとめ納付を利用しますか。  
※まとめ納付は、納付利用者IDを持っている方のみご利用可能です。

OK  はい  いいえ

自動車登録・検査に関する税・手数料クレジットカードお支払いサービスであらかじめ支払情報を登録すると、検査登録手数料の納付はクレジットカードを利用できます。

キャッシュレス納付以外の保管場所証明申請手数料、保管場所標章交付手数料の納付方式を選択ください。まとめ納付は、納付利用者ID（登録制）を取得している方のみご利用可能であり、同じ種類の手数料をまとめて納付する場合に利用されます。

✓ 検査登録手数料の納付においてキャッシュレス（クレジットカード等）納付を利用しますか。  
※事前に「[お支払い情報登録サービス](#)」でクレジットカード情報等を登録する必要があります。

OK  はい  いいえ

✓ 税・手数料のまとめ納付を利用しますか。  
※まとめ納付は、納付利用者IDを持っている方のみご利用可能です。

OK  はい  いいえ

自動車登録・検査に関する税・手数料クレジットカードお支払いサービスであらかじめ支払情報を登録すると、検査登録手数料の納付はクレジットカードを利用できます。

まとめ納付は、納付利用者ID（登録制）を取得している方のみご利用可能であり、同じ種類の手数料をまとめて納付する場合に利用されます。

申請条件及び申請者等

自動車の用途や登録

保管場所

自動車税申告

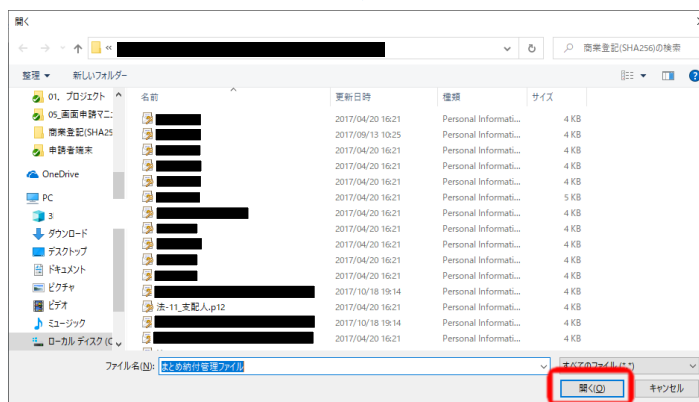
申請内容の確認

○まとめ納付を利用する場合

✓手数料のまとめ納付を利用しますか。  
 ※まとめ納付は、納付利用者IDを持っている方のみご利用可能です。

OK  はい  いいえ ?

必須  まとめ納付管理ファイルを選択する



✓手数料のまとめ納付を利用しますか。  
 ※まとめ納付は、納付利用者IDを持っている方のみご利用可能です。

OK  はい  いいえ ?

OK  まとめ納付管理ファイルを選択する

まとめ納付管理ファイル  [redacted] まとめ納付管理ファイル



★ まとめ納付管理ファイルを選択し、「開く」ボタンを押下する。

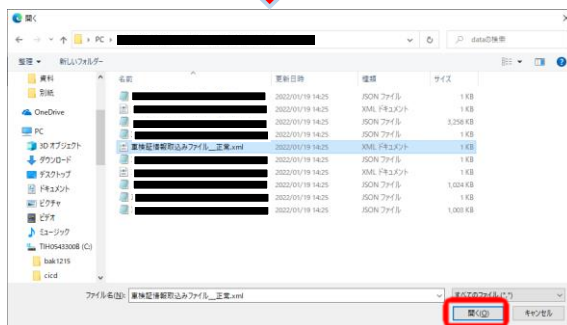
## ○車検証情報取込みファイルを利用する場合

★車検証情報取込みファイルを選択し、「開く」ボタンを押下する。

✓車検証情報の取り込みを行いますか。

OK  はい  いいえ

✓ 車検証情報取込みファイルを選択する    ✓ 車検証閲覧アプリで電子車検証を読み取る



車検証情報を取り込んで、申請情報の一部を自動的に設定する場合は、「はい」を選択してください。

車検証閲覧アプリからダウンロードした車検証情報取込みファイルを使用する場合は、車検証情報取込みファイルを選択するボタンを利用してください。

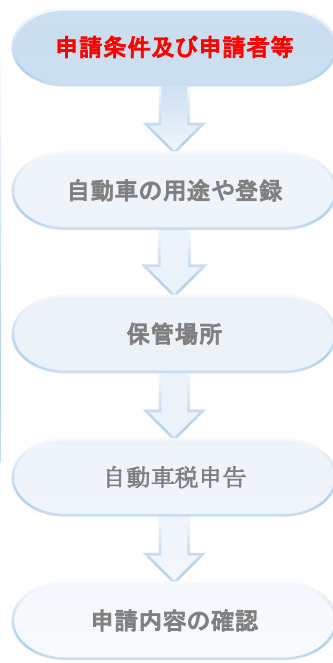
車検証閲覧アプリで電子車検証を読み取る場合は、車検証閲覧アプリで電子車検証を読み取るボタンを利用してください。

✓車検証情報の取り込みを行いますか。

OK  はい  いいえ

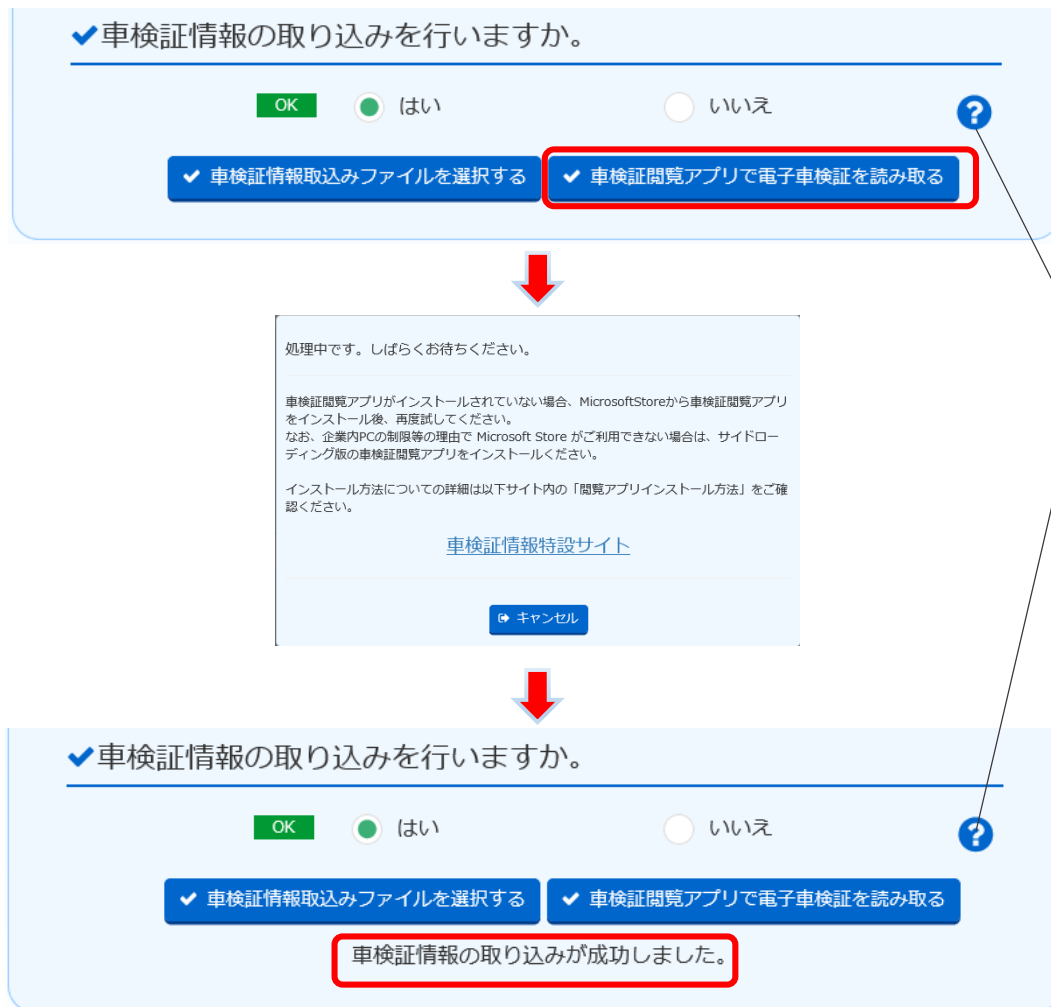
✓ 車検証情報取込みファイルを選択する    ✓ 車検証閲覧アプリで電子車検証を読み取る

車検証情報の取り込みが成功しました。

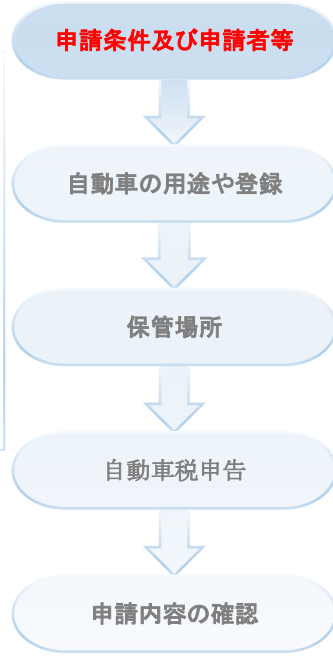


## ○車検証閲覧アプリで電子車検証を読み取る場合

★車検証アプリを連携し、車検証情報を読み取ったあと、ポップアップ画面を自動的に閉じます。



車検証情報を取り込んで、申請情報の一部を自動的に設定する場合は、「はい」を選択してください。  
 車検証閲覧アプリからダウンロードした車検証情報取込みファイルを使用する場合は、車検証情報取込みファイルを選択するボタンを利用してください。  
 車検証閲覧アプリで電子車検証を読み取る場合は、車検証閲覧アプリで電子車検証を読み取るボタンを利用してください。



## ○所有者が個人でカードリーダーを利用の場合

★ [カードリーダーを利用] ボタンを押下する。

2 所有者情報

✓使用する電子証明書の種類を選択してください。

ICカード (マイナンバーカード) (個人の方)

商業登記に基づく電子証明書 (法人の方)

証明書の読み込む方法を選んでください。

カードリーダーを利用

スマートフォンを利用

➤ 所有者の情報を読み込みます。個人の場合は「ICカード (マイナンバーカード) (個人の方)」を選択し、ICカードをカードリーダーにセットしてください。

★パスワードを入力し、OKボタンを押下する。

個人番号カード ログイン

公的個人認証 署名用パスワードを入力して下さい。

パスワード(P)

署名用パスワードは英数字8桁～16桁 (英字と数字両方が必要) です。本パスワードは15回連続で間違えるとロックされますのでご注意ください。  
ロックした場合は市区町村窓口にてパスワード初期化を申請してください。

★証明書を読み込むことにより自動的に入力されたことを確認し、その他の内容について入力フォームに入力する。

2 所有者情報

証明書の読み込む方法を選んでください。

カードリーダーを利用

スマートフォンを利用

✓自動車の所有者に関する情報について入力してください。

氏名フリガナ  (全角カナ40文字以内)

氏名

氏名 (高水準)  (全角40文字以内)

生年月日

住所

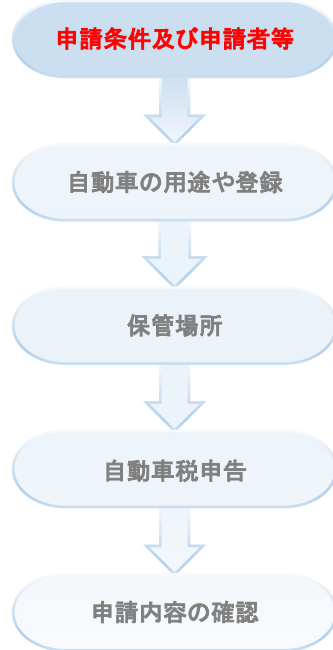
建物名  (全角24文字以内)

✓「変更の原因を証する書面」の提出を省略するため、マイナンバーカード (署名用電子証明書) の基本4情報 (氏名、住所、性別、生年月日) を利用しますか。

はい  いいえ

氏名に高水準文字 (JIS第3/第4水準漢字) が含まれる場合であって、自動車検査証の氏名表記に高水準文字の出力をご希望の場合は、高水準文字を含んだ氏名を入力してください。  
ただし、「氏名」と比べて、同一人格と判断できないような文字を入力すると、申請が却下となる場合がありますのでご注意ください。

申請者が自動車税の納税義務者となる場合は、納税通知書が確実に届くようにビル名、アパート・マンション名及び棟室番号をこちらに入力してください。



# ○所有者が個人でスマートフォンを利用の場合

★ [スマートフォンを利用] ボタンを押下する。

➤ 所有者の情報を読み込みます。個人の場合は「ICカード (マイナンバーカード) (個人の方)」を選択し、スマートフォンを利用してください。

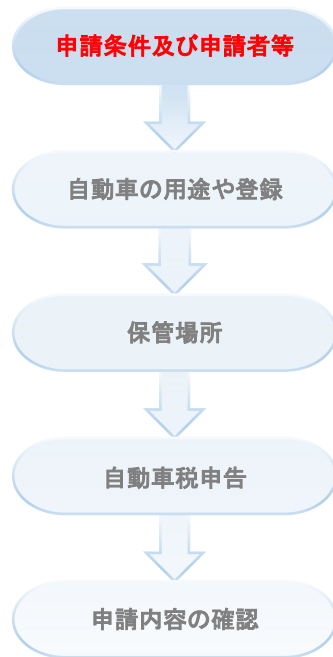
★マイナポータルAPの2次元バーコード読取機能を利用して、マイナポータルAPの指示に従って、操作する。



★証明書を読み込むことにより自動的に入力されたことを確認し、その他の内容について入力フォームに入力する。

氏名に高水準文字 (JIS第3/第4水準漢字) が含まれる場合であって、自動車検査証の氏名表記に高水準文字の出力をご希望の場合は、高水準文字を含んだ氏名を入力してください。  
ただし、「氏名」と比べて、同一人格と判断できないような文字を入力すると、申請が却下となる場合があるのでご注意ください。

申請者が自動車税の納税義務者となる場合は、納税通知書が確実に届くようにビル名、アパート・マンション名及び棟室番号をこちらに入力してください。



## ○所有者が個人でスマートフォンを利用の場合（有効期限切れ）

★ [スマートフォンを利用] ボタンを押下する。

2 所有者情報

✓使用する電子証明書の種類を選択してください。

ICカード（マイナンバーカード）（個人の方）

商業登記に基づく電子証明書（法人の方）

証明書の読み込み方法を選んでください。

必須

カードリーダーを利用

スマートフォンを利用

▶ 所有者の情報を読み込みます。個人の場合は「ICカード（マイナンバーカード）（個人の方）」を選択し、スマートフォンを利用してください。

★有効期限が切れの場合

2次元バーコード読取りについて

有効期限が切れました。  
「更新」ボタンを押してください。

マイナポータルQRコード読取り機能を利用して読み取ってください。

更新

キャンセル

★ [更新] ボタンを押下する。

2次元バーコード読取りについて

マイナポータルQRコード読取り機能を利用して読み取ってください。

更新

キャンセル

申請条件及び申請者等

自動車の用途や登録

保管場所

自動車税申告

申請内容の確認



★基本4情報の利用に [はい] ボタンを押下する。

建物名  (全角24文字以内) ?

✓「変更の原因を証する書面」の提出を省略するため、マイナンバーカード（署名用電子証明書）の基本4情報（氏名、住所、性別、生年月日）を利用しますか。  
 はい  いいえ ?

✓外国人住民の方ですか。  
 はい  いいえ ?

住民票コード  (半角数字11桁) ?

申請者が自動車税の納税義務者となる場合は、納税通知書が確実に届くようにビル名、アパート・マンション名及び棟室番号をこちらに入力してください。

基本4情報とは、個人情報の基本となる氏名、住所、性別、生年月日の4つの情報のことです。読み込んだマイナンバーカードの基本4情報を利用することで「変更の原因を証する書面」（例. 住民票など）の提出が不要になります。ただし、氏名・住所に「崎」、「葛」などの代替文字が含まれる場合は利用できない場合がありますため、利用と同時に住民票コードの入力をお勧めします。

マイナンバーカード（署名用電子証明書）の基本4情報を利用する場合、システム処理の都合上、外国人住民の方については外国人住民であることを自己申告していただく必要があります。外国人住民は、住民基本台帳法第30条の45に掲げられる中長期在留者、特別永住者、一時庇護許可者又は仮滞在許可者、出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者を指します。

★基本4情報の利用に [いいえ] ボタンを押下する。

建物名  (全角24文字以内) ?

✓「変更の原因を証する書面」の提出を省略するため、マイナンバーカード（署名用電子証明書）の基本4情報（氏名、住所、性別、生年月日）を利用しますか。  
 はい  いいえ ?

住民票コード  (半角数字11桁) ?

基本4情報とは、個人情報の基本となる氏名、住所、性別、生年月日の4つの情報のことです。読み込んだマイナンバーカードの基本4情報を利用することで「変更の原因を証する書面」（例. 住民票など）の提出が不要になります。ただし、氏名・住所に「崎」、「葛」などの代替文字が含まれる場合は利用できない場合がありますため、利用と同時に住民票コードの入力をお勧めします。

住民票コードを入力することで、受付審査時に必要となる書類である「変更の原因を証する書面」の提出を省略することが可能です。住民票コードとは、住民基本台帳ネットワークシステム（住基ネット）において設定されている11桁の数字で、住民票で確認することができます（マイナンバーとは異なります）。誤った住民票コードを入力すると、受付審査時に申請が無効となるのでご注意ください。なお、平成22年10月5日より前に住所変更をしたものの、当該住所変更に係る申請を行っていない方は、別途、戸籍の附票等が必要となります。



住所コードは国土交通省が定めたコードです。都道府県、市区町村等を番号化したものです。「住所コードを調べる」ボタンをクリックし、ポップアップした「住所コード検索」画面に住所を入力し、住所コードを検索してください。検索後、選択した検索結果に対応する住所コードが申請書の住所コード欄に転記されます。

2 所有者情報

住所コード **必須**

01 - 001 - 0001 - 001 - 1 - 1-1  
都道府県コード 市区郡コード 町村コード 小字コード 丁目 番、号、棟番号等

郵便番号 **必須**  -   
(半角数字7桁)

電話番号 **必須**  -  -   
(半角数字)

所有者コード   
(半角数字4桁～5桁)

申請状況を確認するためのパスワードを指定してください。

パスワード **必須**

パスワード再確認 **必須**

パスワード表示

申請状況や手数料納付に関する通知メールを希望される方はメールアドレスについて入力してください。

メールアドレス   
(半角128文字以内)

メールアドレス再確認   
(半角128文字以内)

**▲** メールアドレスの入力を誤りますと、申請が進んでもメールによる通知はされません。メールアドレスが誤っていないか確認してください。  
 なお、正しいメールアドレスを入力されたにもかかわらず通知が届かない場合には、ワンストップサービスのポータルサイトの申請状況画面から直接申請状況をご確認ください。

個人の場合、本人の電話番号を入力してください。

所有者コードを使用する場合は、事前に運輸支局等に登録されたコードを入力してください。

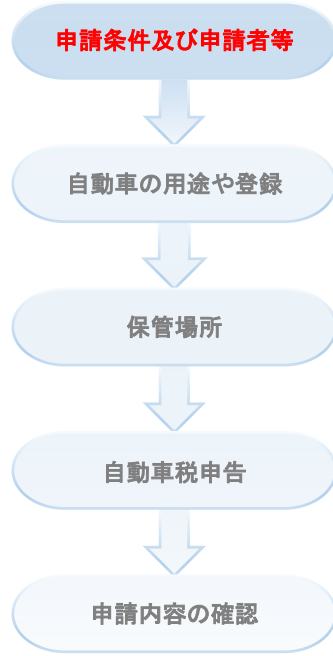
パスワードを8文字以上16文字以下で入力してください。状況照会時に必要となります。

使用できる文字：

- ・半角スペース
- ・数字 (0～9)
- ・英字 (A～Z、a～z)
- ・記号 (!#\$%()\*+,-./:;=?@[¥]^\_`{|}~)

※他者に容易に推測されないよう数字、英字、記号の中から2種類以上を組み合わせただけでなければ設定できません。  
 ※設定したパスワードは忘れないようご注意ください。

プロバイダ等に登録しているメールアドレスを入力してください。また、申請を円滑に進めるために、メールアドレスはできるだけ入力してください。



# ○所有者が法人の場合

2  
所有者情報

★ [証明書を選択する] ボタンを押下する。

✓使用する電子証明書の種類を選択してください。

OK  ICカード（マイナンバーカード）（個人の方）

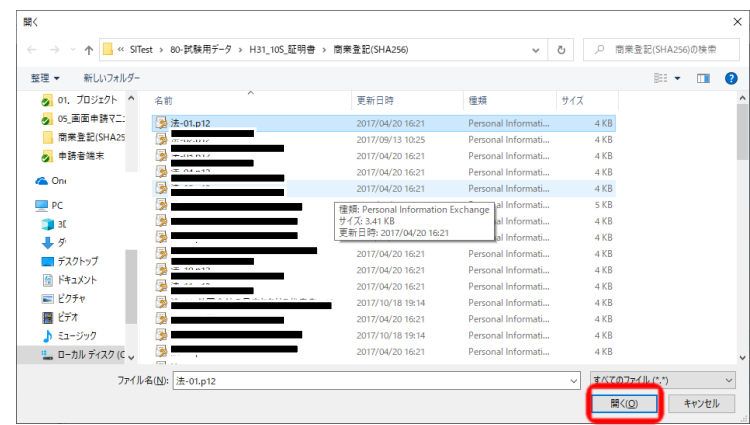
OK  商業登記に基づく電子証明書（法人の方）

OK **✓証明書を選択する**

▶ 所有者の情報を読み込みます。法人の方は「商業登記に基づく電子証明書（法人の方）」を選択してください。

使用可能な電子証明書は、PKCS#12ファイル形式（拡張子.p12のファイル）となります。

★証明書ファイルを選択し、「開く」ボタンを押下する。



★ [証明書を讀込む] ボタンを押下する。

OK **✓証明書を選択する**

証明書 [redacted] 商業登記法-01.p12

👉「証明書を讀込む」ボタンを押してください。

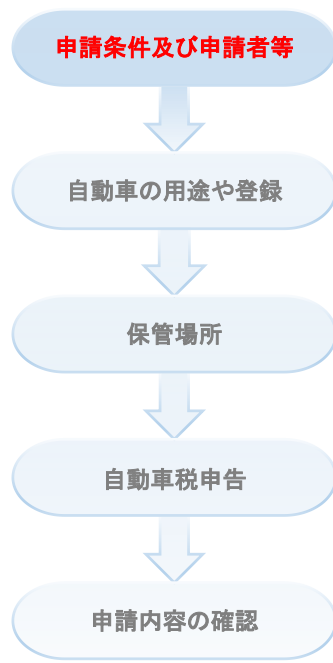
必須 **🔄証明書を讀込む**

★パスワードを入力し、OKボタンを押下する。

電子証明書パスワード

電子証明書ファイルパスワードを入力してください。

**OK** キャンセル



★証明書を読み込むことにより自動的に入力されたことを確認し、その他の内容について入力フォームに入力する。

2  
所有者情報

✓使用する電子証明書の種類を選択してください。

OK  ICカード（マイナンバーカード）（個人の方）  
 商業登記に基づく電子証明書（法人の方）

OK

証明書 C:\Users\XXX.p12

🔗「証明書を読み込む」ボタンを押してください。

OK

🔗自動車の所有者に関する情報について入力してください。

法人フリガナ   (全角カナ40文字以内)

法人名

法人名（高水準）   (全角40文字以内)

氏名フリガナ   (全角カナ40文字以内)

氏名

住所

建物名   (全角24文字以内)

✓紙の登記事項証明書の提出を省略するため、「会社法人等番号」を利用しますか。

必須  はい  いいえ

⚠️会社法人等番号で登記事項証明書情報の取得ができなかった場合、紙の登記事項証明書の提出が必要となります（この場合、運輸支局等から連絡いたします）。

住所コード

都道府県コード 市区部コード 町村コード 小字コード 丁目 番、号、棟番号等

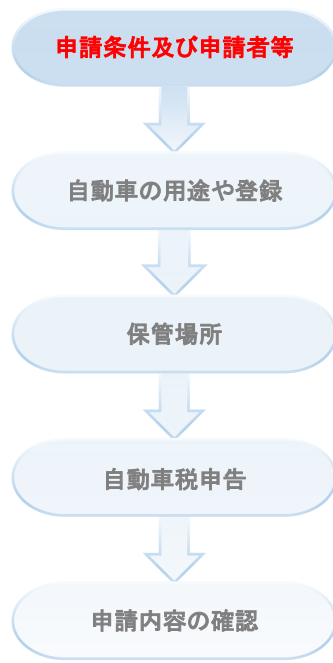
郵便番号   (半角数字7桁)

法人名に高水準文字（第3/第4水準漢字）が含まれる場合かつ自動車検査証の表記に高水準文字を含んだ法人名の出力をご希望の場合は、「法人名（高水準）」欄に高水準文字を含んだ法人名を入力してください。ただし、「法人名」と比べて、同一法人格と判断できないような文字を入力すると、申請が却下となる場合がありますのでご注意ください。

申請者が自動車税の納税義務者となる場合は、納税通知書が確実に届くようにビル名、アパート・マンション名及び棟室番号をこちらに入力してください。

会社法人等番号とは、数字12桁からなる法人を識別するための番号です。会社法人等番号を利用することにより、登記事項証明書情報を登記情報連携システムより取得して登記事項証明書の提出を省略することができます。会社法人等番号の調べ方については法務省へお問い合わせください。

住所コードは国土交通省が定めたコードです。都道府県、市区町村等を番号化したものです。「住所コードを調べる」ボタンをクリックし、ポップアップした「住所コード検索」画面に住所を入力し、住所コードを検索してください。検索後、選択した検索結果に対応する住所コードが申請書の住所コード欄に転記されます。



## ○住所コードを調べる(住所ありの場合)

★「住所コードを調べる」ボタンをクリックする。

紙の登記事項証明書の提出を省略するため、「会社法人等番号」を利用しますか。

必須  はい  いいえ

▲会社法人等番号で登記事項証明書情報の取得ができなかった場合、紙の登記事項証明書の提出が必要となります（この場合、運輸支局等から連絡いたします）。

住所コード  住所コードを調べる

01 - 001 - 0001 - 001 - 1 - 1-1  
都道府県コード 市区部コード 町村コード 小字コード 丁目 番、号、棟番号等

住所コードは国土交通省が定めたコードです。都道府県、市区町村等を番号化したものです。  
「住所コードを調べる」ボタンをクリックし、ポップアップした「住所コード検索」画面に住所を入力し、住所コードを検索してください。  
検索後、選択した検索結果に対応する住所コードが申請書の住所コード欄に転記されます。

★「住所コード検索」画面のポップアップを表示する。

住所コード検索

住所：東京都港区六本木1丁目

検索された住所名称を確認してください。

都道府県漢字名称  OK 東京都

市区部漢字名称 港区  
(全角10文字以内)

町大字漢字名称  OK 六本木  
(全角27文字以内)

町小字漢字名称 小字〇〇  
(全角20文字以内)

表示された住所を選択してください。

表示されている住所を選択することで元の画面に住所コードの転記がされます。  
住所コードの選択をする前に住所が正しく入力されているかご確認ください。

住所表記	住所コード			
	都道府県コード	市区部コード	町村コード	小字コード
東京都港区六本木	13	003	0632	000

★住所コードの検索結果を確認し、問題がなければ住所表記列のレコードを一つ選択する。

紙の登記事項証明書の提出を省略するため、「会社法人等番号」を利用しますか。

必須  はい  いいえ

▲会社法人等番号で登記事項証明書情報の取得ができなかった場合、紙の登記事項証明書の提出が必要となります（この場合、運輸支局等から連絡いたします）。

住所コード  OK  住所コードを調べる

13 - 003 - 0632 - 001 - 1 - 1-1  
都道府県コード 市区部コード 町村コード 小字コード 丁目 番、号、棟番号等

★選択した住所コードの検索結果に対応する住所コードが親画面に転記される。



2 所有者情報

郵便番号 **必須** 001 - 0001  
(半角数字7桁)

担当者名 **必須** 交通 太郎  
(全角40文字以内)

電話番号 **必須** 001 - 0001 - 0001  
(半角数字)

所有者コード 12345  
(半角数字4桁~5桁)

申請状況を確認するためのパスワードを指定してください。

パスワード **必須**

パスワード再確認 **必須**

パスワード表示

申請状況や手数料納付に関する通知メールを希望される方はメールアドレスについて入力してください。

メールアドレス koutsutarou@mail.com  
(半角128文字以内)

メールアドレス再確認 koutsutarou@mail.com  
(半角128文字以内)

▲ メールアドレスの入力を誤りますと、申請が進んでもメールによる通知はされません。メールアドレスが誤っていないか確認をしてください。  
なお、正しいメールアドレスを入力されたにもかかわらず通知が届かない場合には、ワンストップサービスのポータルサイトの申請状況画面から直接申請状況をご確認ください。

法人の場合、申請担当者の氏名を入力してください。

法人の場合、申請担当者の電話番号を入力してください。

所有者コードを使用する場合は、事前に運輸支局等に登録されたコードを入力してください。

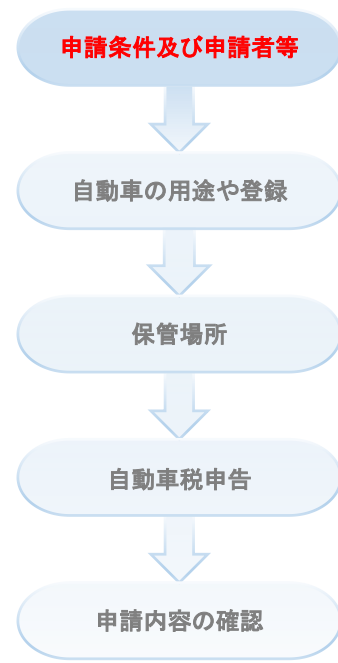
パスワードを8文字以上16文字以下で入力してください。状況照会時に必要となります。

使用できる文字：

- ・ 半角スペース
- ・ 数字 (0~9)
- ・ 英字 (A~Z, a~z)
- ・ 記号 (!#\$%()\*+, -./:;=?@[¥]^\_`{|}~)

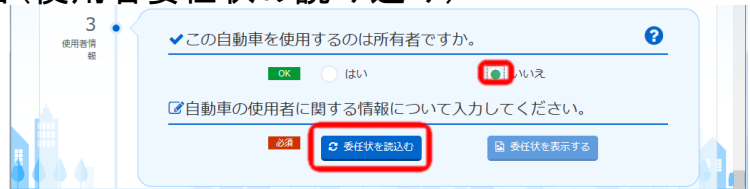
※他者に容易に推測されないよう数字、英字、記号の中から2種類以上を組み合わせただけでなければ設定できません。  
※設定したパスワードは忘れないようにご注意ください。

プロバイダ等に登録しているメールアドレスを入力してください。また、申請を円滑に進めるために、メールアドレスはできるだけ入力してください。

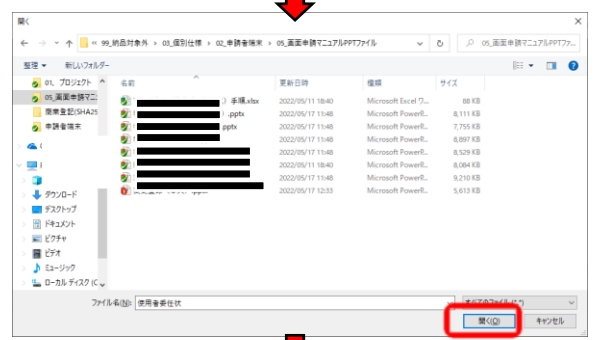


○所有者と使用者が異なる場合(使用者委任状の読み込み)

★ [委任状を読み込む] ボタンを押下した後、使用者委任状を選択する。



※所有者と使用者が異なる場合は、使用者委任状の添付が必要です。



★委任状を読み込むことにより自動的に入力されたことを確認し、その他の内容について入力フォームに入力する。

委任状

氏名フリガナ

氏名

氏名(高水準)

生年月日

住所

建物名

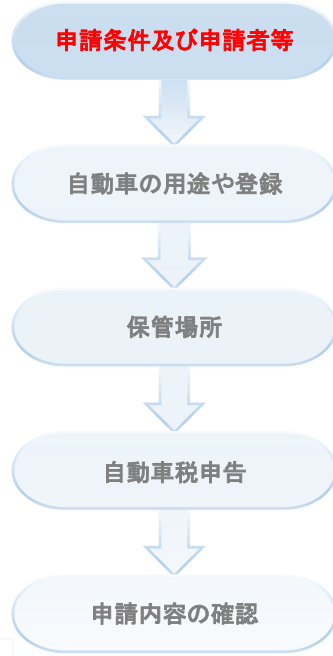
住所コード 必須

<input type="text" value="01"/>	<input type="text" value="001"/>	<input type="text" value="0001"/>	<input type="text" value="001"/>	<input type="text" value="1"/>	<input type="text" value="1-1"/>
都道府県 コード	市区郡 コード	町村 コード	小学 コード	丁目	番、号、棟番号等

郵便番号

電話番号

住所コードは国土交通省が定めたコードです。都道府県、市区町村等を番号化したものです。「住所コードを調べる」ボタンをクリックし、ポップアップした「住所コード検索」画面に住所を入力し、住所コードを検索してください。検索後、選択した検索結果に対応する住所コードが申請書の住所コード欄に転記されます。



## ○住所コードを調べる(住所ありの場合)

★「住所コードを調べる」ボタンをクリックする。

住所 東京都港区六本木

建物名

住所コード **必須** 住所コードを調べる

01 - 001 - 0001 - 001 - 1 - 1-1  
都道府県コード 市区部コード 町村コード 小字コード 丁目 番、号、棟番号等

住所コードは国土交通省が定めたコードです。都道府県、市区町村等を番号化したものです。

「住所コードを調べる」ボタンをクリックし、ポップアップした「住所コード検索」画面に住所を入力し、住所コードを検索してください。

検索後、選択した検索結果に対応する住所コードが申請書の住所コード欄に転記されます。

★「住所コード検索」画面のポップアップを表示する。

住所コード検索

住所：東京都港区六本木1丁目

検索された住所名称を確認してください。

都道府県漢字名称  OK 東京都

市区部漢字名称 港区  
(金角10文字以内)

町大字漢字名称  OK 六本木  
(金角27文字以内)

町小字漢字名称 小字〇〇  
(金角20文字以内)

表示された住所を選択してください。

表示されている住所を選択することで元の画面に住所コードの転記がされます。  
住所コードの選択をする前に住所が正しく入力されているかご確認ください。

住所表記	都道府県コード	市区部コード	町村コード	小字コード
東京都港区六本木	13	003	0632	000

★住所コードの検索結果を確認し、問題がなければ住所表記列のレコードを一つ選択する。

住所 東京都港区六本木1丁目

建物名

住所コード  OK 住所コードを調べる

13 - 003 - 0632 - 001 - 1 - 1-1  
都道府県コード 市区部コード 町村コード 小字コード 丁目 番、号、棟番号等

★選択した住所コードの検索結果に対応する住所コードが親画面に転記される。





★ 入力フォームに値を入力する。

4  
使用の本  
拠の位置

自動車の使用の本拠の位置は、使用者の住所と同じですか。 ?

OK  はい  いいえ

異なる場合は、使用の本拠の位置の住所コードについて入力してください。

住所コード 必須 住所コードを調べる ?

01	-	001	-	0001	-	001	-	1	-	1-1
都道府県 コード		市区郡 コード		町村 コード		小字 コード		丁目		番、号、棟番号等

**▲** 使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等が申請先となります。使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等以外では必要書類の持ち込みや自動車検査証等の交付物の受取りができませんので、間違いがないか必ずご確認ください。

使用の本拠の位置は通常、使用者が個人の場合は住所又は居所、法人の場合は所在地のことをいいます。「いいえ」を選択する場合は、住所コード（半角）を入力してください。  
※使用の本拠が使用者の住所と同じではない場合とは、例えば法人の本店で登録された車両を支店にて使用する場合などです。

申請条件及び申請者等

自動車の用途や登録

保管場所

自動車税申告

申請内容の確認

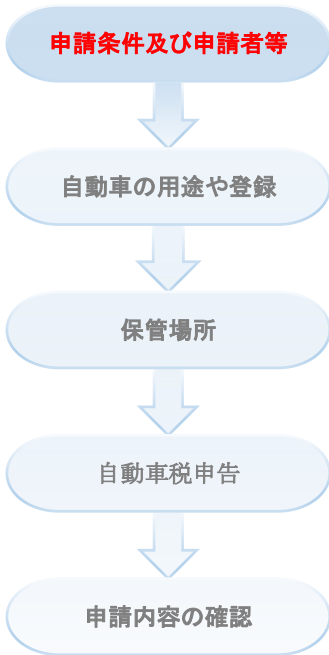
# ○住所コードを調べる(住所なしの場合)

- ★「住所コードを調べる」ボタンをクリックする。
- ★「住所コード検索」画面のポップアップを表示する。
- ★下記の検索条件を入力し、[検索]ボタンを押下する。
  - ・都道府県漢字名称 ※必須
  - ・市郡区漢字名称 (全角)
  - ・町大字漢字名称 (全角) ※必須
  - ・町小字漢字名称 (全角)

★住所コードの検索結果を表示し、住所表記列のレコードを選択する。

★選択した住所コードの検索結果に対応する住所コードが親画面に転記される。

住所コードは国土交通省が定めたコードです。都道府県、市区町村等を番号化したものです。  
 「住所コードを調べる」ボタンをクリックし、ポップアップした「住所コード検索」画面に住所を入力し、住所コードを検索してください。  
 検索後、選択した検索結果に対応する住所コードが申請書の住所コード欄に転記されます。



★ 入力フォームに値を入力し、[次へ] ボタンを押下する。

5  
登録の原因  
原因の日付

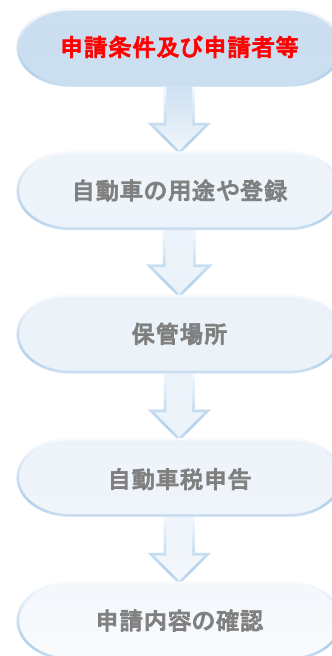
登録の原因（登録理由）が発生した日付について入力してください。

日付 必須   年  月  日 ?

Copyright© 2016, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

入力済み: 4/19

変更登録の原因が発生した日付を入力してください。



変更登録 自動車の用途や登録に関する入力

1 自動車登録番号

現在の自動車登録番号を入力してください。

自動車登録番号 **必須** 選択してください - 123 - お - 1234

2 車台番号

車台番号について入力してください。

車台番号 **必須**

車台番号に漢字が含まれていない

車台番号に漢字が含まれている

3 自動車の色

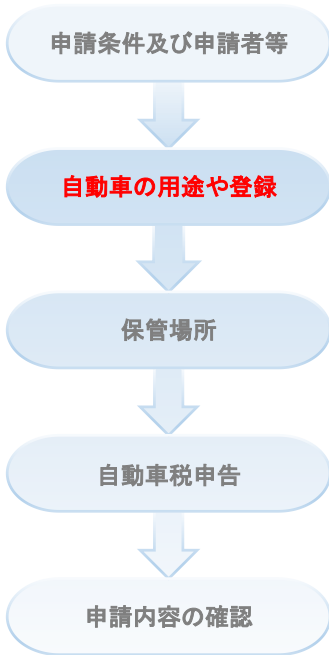
自動車の色の変更はありますか。

**必須**  変更あり  変更なし

自動車登録番号は、自動車検査証をご確認ください。なお、地名表示（標板文字）のない自動車登録番号の場合は、「なし」を選択してください。

車台番号を入力してください。  
 ※委任状を読込んだ場合は、自動車の車台番号が自動的に設定されます。  
 ※自動車検査証をご確認ください。入力を誤ると審査途中では修正できませんので却下になります。再度、申請する場合は手数料の再納付が必要です。

自動車の色を変えた場合、申請する自動車にいちばん近い色を下記の中から選択してください。



4  
用途、ナンバープレートと登録識別情報

自動車登録番号の変更はありますか。

OK  変更あり  変更なし

自動車に関わる諸条件について入力してください。

希望ナンバー  - 123 - お - 1234

用途 必須

ナンバープレート

自動車登録番号の変更有無を選択してください。

- ・運輸支局等の管轄を越えて使用の本拠の位置が変わった場合
- ・同一の運輸支局等の管轄区域内であっても別の地域名表示（いわゆるご当地ナンバー）の区域へ使用の本拠の位置が変わった場合
- ・自動車登録番号標が滅失もしくは毀損し、新しいものと取り換える場合

希望ナンバープレートを予約済の方のみ、希望ナンバーを入力してください。希望ナンバープレートの予約は申請に先立って行う必要があります。

現在、用途が「自家用」の自動車のみ申請を受け付けています。

光るナンバープレートを希望している場合、通常に取り付け料金+照明器具代が別途かかります。照明器具装置は、道路運送車両の保安基準に適合するように確実に取り付けてください。詳細について「？」をクリックください。



★入力フォームに値を入力する。

自動申登録番号標 **必須**  ?

交付の理由

---

登録識別情報  ?

(半角英大文字・半角数字6文字)

---

登録識別情報通知の希望の有無  希望する  希望しない ?

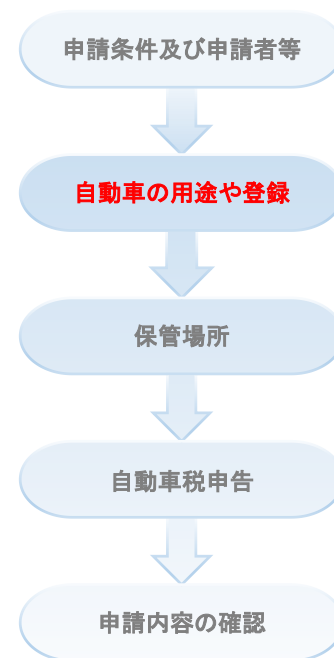
**申請先の運輸支局等について入力してください。**

▲ 申請先の運輸支局等が1つに特定できませんでした。申請先の運輸支局等を選択してください。

申請先 **必須**

登録識別情報の通知を希望する旨の情報を付加した所有者コード（Bタイプ所有者コード）を入力した場合かつ所有者と使用者が同じでない場合に登録識別情報が通知されます。

➤ 申請先を特定できなかった場合に表示されます。申請先の運輸支局等を選択します。選択した運輸支局によって車検証種類指定部分内容が表示されます。



## ○旧車検証が電子の場合

★車検証の種類に「電子」ボタンを押下する。

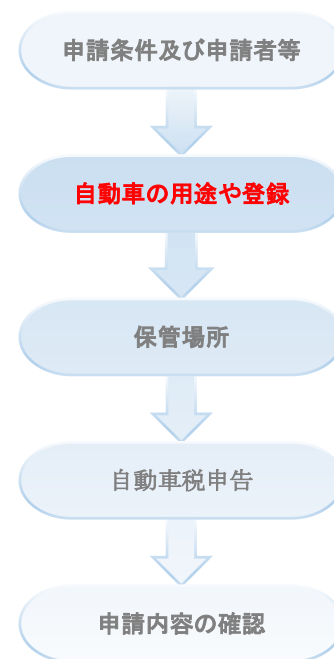
現在お持ちの車検証の種類を選択してください。

車検証の受取り方法を選択できます。申請の条件によって、選択できる方法が異なります。

## ○自動車検査証(電子)の受取り方法が記録等事務代行者による受取りの場合

★自動車検査証の受取り方法に「記録等事務代行者による受取り」ボタンを押下する。

記録等事務代行者の委託番号を把握していない場合は、記録等事務代行者の名称をご入力ください。入力文字に部分一致する記録等事務代行者名称及び記録等事務代行者の委託番号を選択候補として表示します。選択候補には、申請先の運輸支局等の管轄である記録等事務代行者情報のみを表示します。



★入力フォームに値を入力し、[次へ] ボタンを押下する。

指定先の記録等事務代行者の委託番号をご存知でしょうか。

△以下の点にご注意ください。  
・入力した記録等事務代行者以外では代行交付を行うことができませんので、間違いがないか必ずご確認ください。

OK  委託番号を把握している  
 委託番号を把握していない

記録等事務代行者の委託番号 **必須**  -  ?  
委託番号の10桁目  
(半角数字1桁)

Copyright© 2016, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

記録等事務代行者の委託番号を把握している場合は、委託番号をご入力ください。入力文字に部分一致する記録等事務代行者の委託番号を選択候補として表示します。なお、選択候補には申請先の運輸支局等の管轄である記録等事務代行者情報のみを表示します。また、記録等事務代行者の委託番号における入力誤りを防止する観点より、委託番号の最終10桁目については、別の入力ボックスとして用意しております。委託番号の先頭から9桁の値を入力後、委託番号の最終10桁目の入力ボックスには国土交通省が公開する記録等事務代行者の一覧より正しい数字を確認し、その値を入力してください。

< 戻る 申請を中断する 入力済み: 4/9 入力不備項目へ 次へ >

指定先の記録等事務代行者の委託番号をご存知でしょうか。

△以下の点にご注意ください。  
・入力した記録等事務代行者以外では代行交付を行うことができませんので、間違いがないか必ずご確認ください。

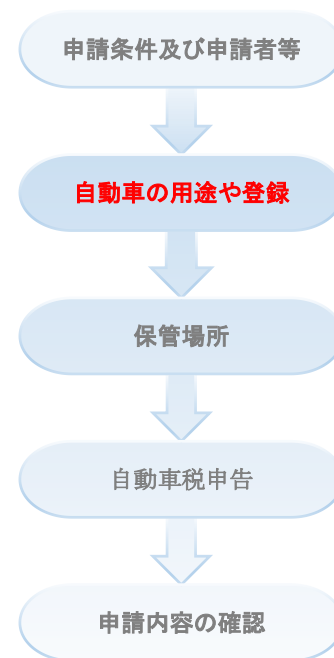
OK  委託番号を把握している  
 委託番号を把握していない

記録等事務代行者の名称 **必須**  ?

Copyright© 2016, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

記録等事務代行者の委託番号を把握していない場合は、記録等事務代行者の名称をご入力ください。入力文字に部分一致する記録等事務代行者名称及び記録等事務代行者の委託番号を選択候補として表示します。選択候補には、申請先の運輸支局等の管轄である記録等事務代行者情報のみを表示します。

< 戻る 申請を中断する 入力済み: 5/11 入力不備項目へ 次へ >





# ○自動車検査証(電子)の受取り方法が郵送による受取りの場合

★自動車検査証の受取り方法に「郵送による受取り」ボタンを押下する。

自動車検査証の受取り

✓旧車検査の種類を選択してください。

OK  電子  紙

✓自動車検査証の受取り方法を選択してください。

OK  記録等事務代行者による受取り  郵送による受取り  窓口出頭による受取り

希望する場合には、注意事項の全ての事項に同意いただくことが必要となります。

必須  「注意事項」に同意する

現在お持ちの車検査の種類を選択してください。

車検査の受取り方法を選択できます。申請の条件によって、選択できる方法が異なります。

希望する場合には以下の注意事項をご確認いただき、「同意する」ボタンを押してください。

- ・次回車検時まで(※)に変更登録後の自動車登録番号(ナンバープレート)の交付を受ける必要があること。
- ・(※)次回車検の前に特例の条件を満たさない申請を行った際は、本特例による猶予が終了となること。
- ・変更登録後のナンバープレートの交付を受けずに車両売買等を行った場合、未交付のナンバープレートの交付手数料もご自身の負担となること。
- ・変更登録後のナンバープレートの交付を受けずに車両売買等を行い、ナンバープレートの未納の交付手数料をナンバープレート交付元以外の自動車登録番号標交付代行者に支払われる場合には振込手数料が発生し、この費用を負担いただくこと。
- ・次回車検時までに変更登録後のナンバープレートの交付を受けない場合、道路運送車両法違反で通報される可能性があること。
- ・申請書類の一部が電子化されておらず出頭が必要な場合は、本特例の対象外であること。
- ・お手元にある(旧)車検証(原本)を運輸支局等あてに郵送した場合、新しい車検証が郵送されてくるまでの間、当該車検証に係る自動車を運行することはできないこと。
- ・お手元にある(旧)電子車検証(写し)を運輸支局等あてに郵送した場合、新しい電子車検証が郵送されてくるまでの間、お手元にある(旧)電子車検証では、車検証情報閲覧サービスを利用して車検証情報を確認することはできないこと。
- ・なお、新しい車検証が郵送された後、(旧)車検証(原本)を運輸支局等へ郵送すること。
- ・変更登録後に当該自動車の構造変更を行い自動車の種別が変更された場合(例：小型自動車から普通自動車への変更)、変更登録申請の際に指定されたナンバープレートを取り付けることはできませんので、新たに構造変更検査後の自動車の種別に係るナンバープレートの交付を受けていただくこと。なお、変更登録の際のナンバープレートと構造変更検査後のナンバープレートのいずれの交付手数料もお支払いが生じること。
- ・OSポータルサイトにて手続きが完了したことを確認したら、自身の氏名・住所等を記載した返信用封筒(追跡機能付きで所有者が送料を負担)を同封の上、お手元の車検証(写しも可)を引越後の住所を管轄する運輸支局等あてに追跡機能付き郵便にて郵送すること。普通郵便にてお手元の車検証(写しも可)を郵送した場合に発生した郵便事故(例：紛失等)について、国土交通省は一切の責任を持たないこと。
- ・車検証郵送時の送料に不足があった場合、送受とも、申請者負担となること。
- ・変更登録後のナンバープレートの未交付状況を把握するため、自動車登録番号標交付代行者において当該自動車の自動車登録番号、車台番号の情報を取扱うこと。
- ・変更登録後のナンバープレートの交付手数料を自動車登録番号標交付代行者にお支払いいただけない場合は、自動車登録番号標交付代行者に申請者の氏名・住所などの個人情報を提供する場合があります。

申請条件及び申請者等

自動車の用途や登録

保管場所

自動車税申告

申請内容の確認

★「同意する」ボタンを押下して、「次へ」ボタンを押下する。

希望する場合には、注意事項の全ての事項に同意いただくことが必要となります。

OK  「注意事項」に同意する

同意する

キャンセル

## ○自動車検査証(電子)の受取り方法が窓口出頭による受取りの場合

★自動車検査証の受取り方法に「窓口出頭による受取り」ボタンを押下して、「次へ」ボタンを押下する。

自動車検査証の受取り

✓旧車検査証の種類を選択してください。

電子  紙

✓自動車検査証の受取り方法を選択してください。

記録等事務代行者による受取り  
 郵送による受取り  
 窓口出頭による受取り

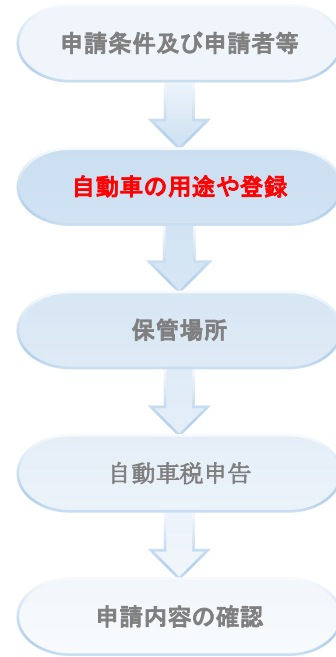
現在お持ちの車検査証の種類を選択してください。

車検査証の受取り方法を選択できます。申請の条件によって、選択できる方法が異なります。

Copyright © 2016, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

入力済み: 4/9

戻る 申請を中断する 入力不備項目へ 次へ



## ○旧車検証が紙の場合

★車検証の種類に [紙] ボタンを押下する。

自動車検査証の受取り

✓旧車検証の種類を選択してください。

OK  電子  紙 ?

✓自動車検査証の受取り方法を選択してください。

必須  郵送による受取り ?  
 窓口出頭による受取り

現在お持ちの車検証の種類を選択してください。

車検証の受取り方法を選択できます。申請の条件によって、選択できる方法が異なります。

Copyright© 2016, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

< 戻る   申請を中断する   入力済み: 3/9   入力不備項目へ   次へ >

## ○自動車検査証(紙)の受取り方法が窓口出頭による受取りの場合

★自動車検査証の受取り方法に [窓口出頭による受取り] ボタンを押下して、[次へ] ボタンを押下する。

自動車検査証の受取り

✓旧車検証の種類を選択してください。

OK  電子  紙 ?

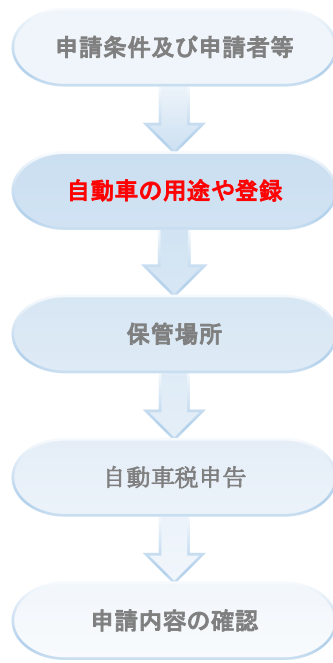
✓自動車検査証の受取り方法を選択してください。

OK  郵送による受取り ?  
 窓口出頭による受取り

車検証の受取り方法を選択できます。申請の条件によって、選択できる方法が異なります。

Copyright© 2016, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

< 戻る   申請を中断する   入力済み: 4/9   入力不備項目へ   **次へ >**



# ○自動車検査証(紙)の受取り方法が郵送による受取りの場合

★自動車検査証の受取り方法に「郵送による受取り」ボタンを押下する。

自動車検査証の受取り

旧車検査の種類を選択してください。

OK  電子  紙 ?

自動車検査証の受取り方法を選択してください。

OK  郵送による受取り  窓口出頭による受取り ?

希望する場合には、注意事項の全ての事項に同意いただくことが必要となります。

必須  「注意事項」に同意する

現在お持ちの車検証の種類を選択してください。

車検証の受取り方法を選択できます。申請の条件によって、選択できる方法が異なります。

Copyright© 2016, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

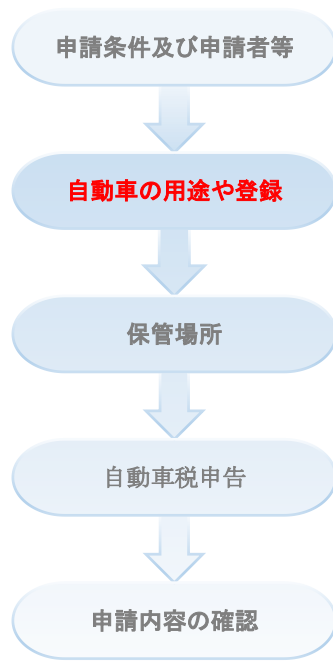
[戻る](#) [申請を中断する](#) 入力済み: 3/8 [入力不備項目へ](#) [次へ](#)

希望する場合には以下の注意事項をご確認いただき、「同意する」ボタンを押してください。

- ・次回車検時まで(※)に変更登録後の自動車登録番号標(ナンバープレート)の交付を受ける必要があること。
- ・(※)次回車検の前に特例の条件を満たさない申請を行った際は、本特例による猶予が終了となること。
- ・変更登録後のナンバープレートの交付を受けずに車両売買等を行った場合、未交付のナンバープレートの交付手数料もご自身の負担となること。
- ・変更登録後のナンバープレートの交付を受けずに車両売買等を行い、ナンバープレートの未納の交付手数料をナンバープレート交付元以外の自動車登録番号標交付代行者に支払われる場合には振込手数料が発生し、この費用を負担いただくこと。
- ・次回車検時までに変更登録後のナンバープレートの交付を受けない場合、道路運送車両法違反で通報される可能性があること。
- ・申請書類の一部が電子化されており出頭が必要な場合は、本特例の対象外であること。
- ・お手元にある(旧)車検証(原本)を運輸支局等あてに郵送した場合、新しい車検証が郵送されてくるまでの間、当該車検証に係る自動車を実行することはできないこと。
- ・お手元にある(旧)電子車検証(写し)を運輸支局等あてに郵送した場合、新しい電子車検証が郵送されてくるまでの間、お手元にある(旧)電子車検証では、車検証情報閲覧サービスを利用して車検証情報を確認することはできないこと。

なお、新しい車検証が郵送された後、(旧)車検証(原本)を運輸支局等へ郵送すること。

- ・変更登録後に当該自動車の構造変更を行い自動車の種別が変更された場合(例:小型自動車から普通自動車への変更)、変更登録申請の際に指定されたナンバープレートを取り付けることはできませんので、新たに構造変更検査後の自動車の種別に係るナンバープレートの交付を受けていただくこと。なお、変更登録の際のナンバープレートと構造変更検査後のナンバープレートのいずれの交付手数料もお支払いが生じること。
- ・OS Sポータルサイトにて手続きが完了したことを確認したら、自身の氏名・住所等を記載した返信用封筒(追跡機能付きで所有者が送料を負担)を同封の上、お手元の車検証(写しも可)を引越後の住所を管轄する運輸支局等あてに追跡機能付き郵便にて郵送すること。普通郵便にてお手元の車検証(写しも可)を郵送した場合に発生した郵便事故(例:紛失等)について、国土交通省は一切の責任を持たないこと。
- ・車検証郵送時の送料に不足があった場合、送受とも、申請者負担となること。
- ・変更登録後のナンバープレートの未交付状況を把握するため、自動車登録番号標交付代行者において当該自動車の自動車登録番号、車台番号の情報を取扱うこと。
- ・変更登録後のナンバープレートの交付手数料を自動車登録番号標交付代行者にお支払いいただけない場合は、自動車登録番号標交付代行者に申請者の氏名・住所などの個人情報を提供する可能性があること。



★「同意する」ボタンを押下して、「次へ」ボタンを押下する。

希望する場合には、注意事項の全ての事項に同意いただくことが必要となります。

OK  「注意事項」に同意する

Copyright© 2016, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

[戻る](#) [申請を中断する](#) 入力済み: 3/8 [入力不備項目へ](#)

★入力フォームに値を入力する。

変更登録 保管場所に関する入力

? : クリックでヘルプを表示 必須 : 入力が必要な項目

- 1 自動車メーカー
 

申請する自動車メーカーについて入力してください。

車名 必須
- 2 大きさ&型式
 

申請する自動車メーカーについて入力してください。

自動車の大きさ 必須 長さ  cm 幅  cm 高さ  cm  
(半角数字 2桁~4桁) (半角数字 2桁~3桁) (半角数字 2桁~3桁)

型式    
(半角15文字以内)
- 3 駐車場の場所
 

保管場所（駐車場）は、使用の本拠と同じですか。

OK  はい  いいえ

保管場所の住所を入力してください。

住所（都道府県） 必須

住所（都道府県以外） 必須   
(全角255文字以内)
- 4 駐車場の所有者
 

保管場所の土地等の所有者について入力してください。

保管場所の土地等の所有者 必須

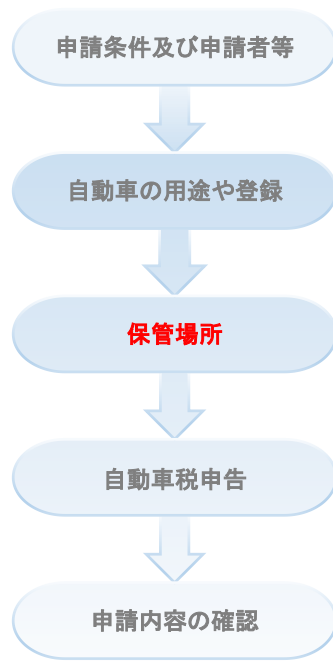
同じメーカーの車でも、生産国やブランド名で細分化されている場合がありますので、メーカー名（「車名」）については、自動車検査証をご確認ください。

自動車の大きさや型式は、自動車検査証をご確認ください。

自動車の駐車場（保管場所）が、使用の本拠と異なる場合は、「いいえ」を選択してください。

保管場所の位置を管轄している都道府県を選択してください。

使用者	自動車の使用者が、保管場所の所有者である場合
他の人	自動車の使用者が、他人の土地又は建物を駐車場（保管場所）として使用する場合
共有	自動車の使用者が、他人と共有している土地又は建物を駐車場（保管場所）として使用する場合



現在使っている保管場所で、前車の保管場所証明書（車庫証明）の交付を受けていますか。受けている場合は「はい」を選択して、前車のナンバープレート番号と保管場所標章番号を入力してください。

※自動車の買い替えなどで、現在使っている保管場所が、保管場所証明書（車庫証明）の交付を受けていて、前車と同じ使用の本拠の位置・同じ保管場所の場合、申請画面の保管場所標章番号欄に前車に表示されている保管場所標章に係る保管場所標章番号を入力して、「所在図」の添付を省略できます。

5 前車の保管場所証明書

✓現在使っている保管場所で、前車の保管場所証明書（車庫証明）の交付を受けていますか。

OK  はい  いいえ ?

前車のナンバープレート番号と保管場所標章番号を入力してください。

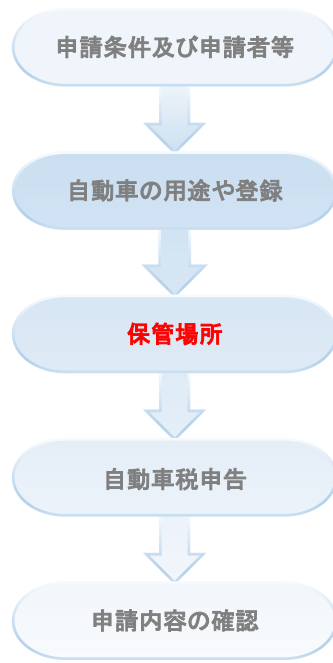
前車のナンバープレート番号 **必須**  -  -  -  ?

保管場所標章番号  ?  
(半角12文字以内)

以前保管していた自動車と入れ替えて同じ保管場所を使用する場合、以前保管していた自動車のナンバープレートに記載されている番号を入力してください。なお、地名表示（標板文字）のないナンバープレートの場合は、「なし」を選択してください。

自動車の保管場所を管轄する警察署から発行されている番号です。以前保管していた自動車と入れ替えて同じ保管場所を使用する場合、以前保管していた自動車の「リアガラス等に貼ってある保管場所標章（ステッカー）」又は「保管場所標章番号通知書」にてご確認ください。

※保管場所標章番号は保管場所標章番号通知書をご参照ください。前回と同じ使用の本拠の位置・同じ保管場所の位置の場合、保管場所標章番号を入力して、「所在図」の添付を省略できます。



★ [画像を添付する] ボタンを押下して添付し、 [次へ] ボタンを押下する。

6 添付書類

添付書類を指定してください。

所在地 ? 必須 使用権原証明書1 ?

画像を添付する 画像を削除する 画像を添付する 画像を削除する

添付されていません 添付されていません

必須 配置図 ? 使用権原証明書2

画像を添付する 画像を削除する 画像を添付する 画像を削除する

添付されていません 添付されていません

使用の本拠の位置を示す文書 ? 使用権原証明書3

画像を添付する 画像を削除する 画像を添付する 画像を削除する

添付されていません 添付されていません

7 保管場所標章の交付場所

保管場所標章の交付を受ける場所（方法）を選択してください。

必須

保管場所を管轄する警察署

都道府県警察本部

郵送

▲ 郵送による保管場所標章の受取りを希望される方は、保管場所の位置を管轄する警察署に電話連絡し、郵送交付を希望する旨をお伝え下さい。  
（その際、担当職員に、警察内管理番号（ポータルサイトトップページの「状況の照会」から参照）、申請者氏名等をお伝え下さい。）

Copyright© 2016, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

< 戻る 申請を中断する 入力済み: 0/8 入力不備項目へ 次へ >

「画像を添付する」ボタンをクリックして準備した電子データを読み込んでください。また、市販の地図を利用する場合は著作権にご注意ください。

※添付ファイルの形式はJPEG形式とし、添付ファイルのファイルサイズは100KB程度としてください。  
※添付ファイルのサイズは1024×768ピクセルまでを推奨しています。画像サイズが大きい場合、画面遷移が遅くなったり、動作が不安定になる場合があります。

保管場所標章の交付を受ける場所を選択してください。  
なお、現在は各都道府県の警察本部で保管場所標章の交付を受けることができませんので、「保管場所を管轄する警察署」を選択してください。



★入力フォームに値を入力する。

変更登録 自動車税（環境性能割・種別割）に関する入力

1 申告区分

申告区分について入力してください。

申告区分 **必須** 選択してください

2 課税区分

課税区分について入力してください。

自動車税種別割 **OK** 課税区分

自動車税種別割 **必須** 課税区分

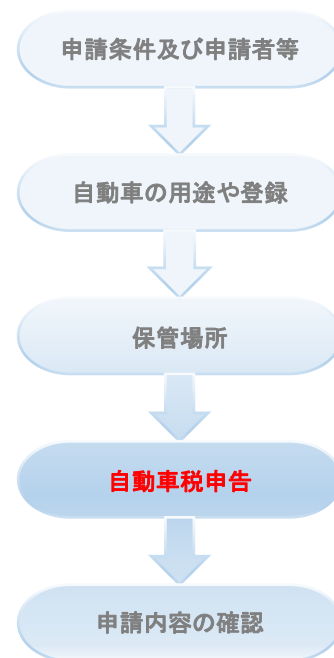
自動車税環境性能割 **OK** 課税区分

自動車税環境性能割 **必須** 課税区分

転入	他都道府県から主たる定置場を変更した場合
変更	同一都道府県内で主たる定置場を変更した場合もしくは所有者の氏名又は名称、所有者住所、使用者の氏名又は名称、使用者住所を変更した場合

その他	「課税」、「非課税」、「課税免除」、「減免（障害者・その他）」、「免税点以下」、「商品車」のいずれの課税区分にも該当しない場合
-----	---

その他	「課税」、「非課税」、「課税免除」、「減免（障害者・その他）」、「免税点以下」、「商品車」のいずれの課税区分にも該当しない場合
-----	---



課税区分「その他」を選択すると、下段に必須項目として自由入力欄が表示されるため、変更する内容（※）を入力してください。

※入力例

- 所有者の氏名・名称変更、住所変更
- 使用者の変更
- 使用者の氏名・名称変更、住所変更



乗用車	普通自動車、小型自動車など下記以外の自動車のほとんどはこちらです。（軽自動車を除く）
トラック（貨物）	貨客兼用車以外のトラック（三輪の小型自動車を除く）
トラック（貨客兼用車）	最大乗車定員が4人以上のトラック（三輪の小型自動車を除く）
トラック（けん引車）	けん引するトラック（三輪の小型自動車を除く）
トラック（被けん引車）	けん引されるトラック（三輪の小型自動車を除く）
バス（その他）	路線を定めて定期に運行する旅客運送用バス（路線バスや定期観光バス等）以外のバス
三輪小型	三輪の小型自動車

3 用途

4 所有形態

5 納税義務者

3 自動車について入力してください。

用途 必須 選択してください

4 自動車の所有形態について入力してください。

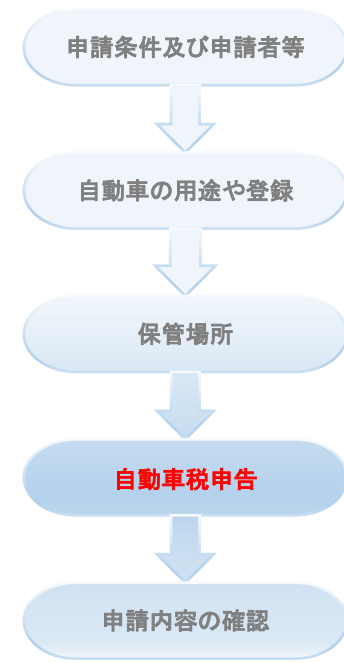
所有形態 必須 選択してください

5 納税（申告・報告）義務者について入力してください。

納税（申告・報告）義務者 必須 選択してください

自己所有	所有者本人が所有権を持つ場合
所有権留保	信販会社、自動車販売店等が所有権を持つ場合
リース車	リース会社が所有権を持つ場合
その他	「自己所有」、「所有権留保」、「商品車」、「リース車」、「譲渡担保」のいずれの所有形態にも該当しない場合

「所有者」か「使用者」から選択を行ってください。納税（申告・報告）義務者は通常は所有者です。ただし、信販会社、自動車販売店等が所有権を持っている場合は、使用者が納税（申告・報告）義務者となります（所有形態が所有権留保の場合）。おわかりにならない場合は信販会社、自動車販売店等にご確認ください。



★入力フォームに値を入力し、[次へ] ボタンを押下する。

6 別送書類

別送書類がある場合は、別送書類コードについて入力してください。

別送書類コード

001	002	003	004	005
006	007	008	009	010

(半角数字3桁以内)

7 その他入力情報

自動車税（環境性能割・種別割）についてその他入力情報がある場合は、入力してください。

当該自動車の自動車税（環境性能割・種別割）について、追加情報がある場合には入力してください

(全角半角混在512文字以内)

Copyright © 2016, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

< 戻る

申請を中断する

入力済み: 2/8

入力不備項目へ

次へ >

例えば、住所変更による変更登録の際に、申請者はOSSの申請を行うとともに住民票や戸籍謄本の写しを「別送書類」として都道府県税事務所に郵送する必要がある場合があります。別送書類を郵送する場合、別送書類コードを入力します。なお、別送書類コードは各都道府県が独自に定義を行うコードであるため、[こちらのページ](#)の「自動車税（環境性能割・種別割）に関するリンク」から申告先の都道府県のサイトを選択し、リンク先より入力すべきコードを特定してください。

申請条件及び申請者等

自動車の用途や登録

保管場所

自動車税申告

申請内容の確認

★内容を確認し、[申請書入力内容を確認しました。この内容で間違いありません。]にチェックを入れ、[次へ]ボタンを押下する。

➤ 登録する内容に矛盾が生じた場合にメッセージが表示される場合があります。以下の理由をご確認ください。矛盾点については自動的に登録する内容に追加されます。

自動車保有関係手続のワンストップサービス 変更登録 申請条件及び申請者等に関する確認

申請条件及び申請者等に関する確認

申請条件及び申請者等に関する入力 画面で選択された登録する内容は「所有者氏名又は名称の変更」でしたが、「所有者住所の変更」がメッセージに含まれる場合があります。

申請する条件

申請者	所有者本人
登録する内容	所有者氏名又は名称の変更、所有者住所の変更、使用の本拠の位置の変更、使用の本拠の位置の変更
前回の受付番号	9999 9999 9999 9999
保管場所証明書の受付番号	9999 9999 9999 9999
取得済みの保管場所証明書の種類	無し
手数料の支払	郵便振付

申請先

▲使用の本拠の位置を変更する場合は登録が完了となります。使用の本拠の位置を変更する場合は登録完了後では必要書類の持参及び自動車検査票等の交付の取扱いができませんので、留意が必要です。

保管場所証明申請	強制申請
変更届出申請	強制
自動車税(環境性能割・種別割)申請	強制

電話番号 010 - 1234 - 5678

所有者コード 12345

パスワード 設定されています。

メールアドレス abc@1234@efgh.com

使用者情報

法人フリガナ	所有者と同じ
法人名	所有者と同じ
法人名(漢字)	所有者と同じ
氏名フリガナ	所有者と同じ
氏名	所有者と同じ
氏名(漢字)	所有者と同じ
生年月日	所有者と同じ
住所	所有者と同じ
連絡先	所有者と同じ
登録する住所	所有者と同じ
住所コード	所有者と同じ
郵便番号	所有者と同じ
電話番号	所有者と同じ

使用の本拠の位置

住所	使用者と同じ
住所コード	使用者と同じ

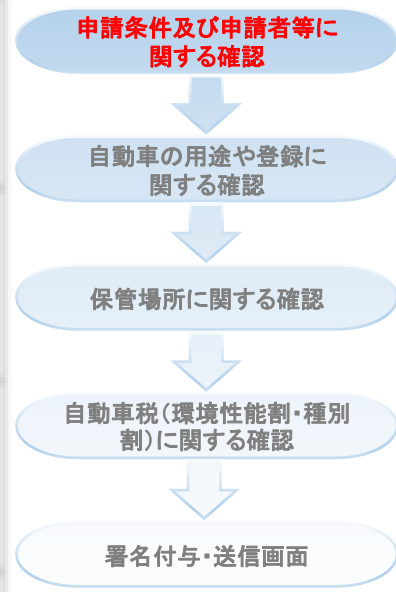
登録の原因(登録理由)とその日付

登録の原因	所有者氏名又は名称の変更、所有者住所の変更、使用の本拠の位置の変更
登録日付	平成 26年 01月 15日

保管場所証明申請要否

保管場所証明申請要否	必要な地域
------------	-------

「所有者氏名又は名称の変更」がメッセージに含まれる場合	所有者と使用者が同じであると選択している場合に、 <u>登録する内容</u> の「所有者氏名又は名称の変更」がチェックされていますが、「所有者氏名又は名称の変更」はチェックされていないケースです。この場合、所有者氏名又は名称も変更されると判断され、自動的に <u>登録する内容</u> に追加されます。
「所有者住所の変更」がメッセージに含まれる場合	所有者と使用者が同じであると選択している場合に、 <u>登録する内容</u> の「所有者住所の変更」がチェックされていますが、「所有者住所の変更」はチェックが入っていないケースです。この場合、所有者住所も変更されると判断され、自動的に <u>登録する内容</u> に追加されます。
「使用者氏名又は名称の変更」がメッセージに含まれる場合	所有者と使用者が同じであると選択している場合に、 <u>登録する内容</u> の「所有者氏名又は名称の変更」がチェックされていますが、「使用者氏名又は名称の変更」はチェックされていないケースです。この場合、使用者氏名又は名称も変更されると判断され、自動的に <u>登録する内容</u> に追加されます。
「使用者住所の変更」がメッセージに含まれる場合	所有者と使用者が同じであると選択している場合に、 <u>登録する内容</u> の「所有者住所の変更」がチェックされていますが、「使用者住所の変更」はチェックが入っていないケースです。この場合、使用者住所も変更されると判断され、自動的に <u>登録する内容</u> に追加されます。
「使用の本拠の位置の変更」がメッセージに含まれる場合	① 所有者住所と使用の本拠の位置が同じであると選択している場合に、 <u>登録する内容</u> の「使用者住所の変更」がチェックされていますが、「使用の本拠の位置の変更」はチェックが入っていないケースです。この場合、使用の本拠の位置も変更されると判断され、自動的に <u>登録する内容</u> に追加されます。  ② 所有者と使用者が同じである、かつ所有者住所と使用の本拠の位置が同じであると選択している場合に、 <u>登録する内容</u> の「所有者住所の変更」がチェックされていますが、「使用の本拠の位置の変更」はチェックが入っていないケースです。この場合、使用の本拠の位置も変更されると判断され、自動的に <u>登録する内容</u> に追加されます。



★内容を確認し、[申請書入力内容を確認しました。この内容で間違いありません。]にチェックを入れ、[次へ]ボタンを押下する。

自動車保有関係手続の  
ワンストップサービス

変更登録 自動車の用途や登録に関する確認

済 申請内容の入力 済 申請条件及び申請者等 **!** 自動車の用途や登録 未 保管場所 未 自動車税申告 未 申請書送信

### 変更登録 自動車の用途や登録に関する確認

**自動車登録番号**

自動車登録番号	品川 - 334 - ね - 1111
---------	---------------------

**車台番号**

車台番号	ABC-12345
------	-----------

**自動車の色**

自動車の色	変更なし
-------	------

**自動車に関わる諸条件**

自動車登録番号の変更	変更なし
自動車登録番号換交付の理由	使用の本拠の位置の変更又は売買（譲渡）による管轄もしくは地域名の変更のため
登録識別情報	123456
登録識別情報通知の希望の有無	希望する

**自動車検査証の受取り方法**

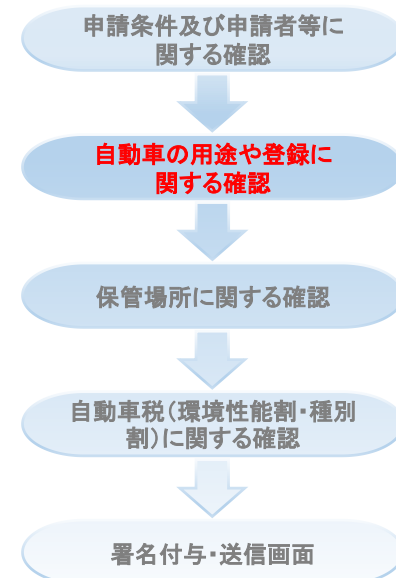
記録等事務代行者による受取り	
----------------	--

**記録等事務代行者情報**

記録等事務代行者委託番号	KIROKU0001
記録等事務代行者名称	指定整備事業者 品川A

Copyright© 2016, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

< 戻る **必須**  申請書入力内容を確認しました。この内容で間違いありません。 修正 **次へ >**



★内容を確認し、[申請書入力内容を確認しました。この内容で間違いありません。]にチェックを入れ、[次へ]ボタンを押下する。

自動車保有関係手続のワンストップサービス 変更登録 保管場所に関する確認

申請内容の入力 申請内容及び申請書等 自動車の用途や登録 保管場所 自動車税申告 申請書送信

### 変更登録 保管場所に関する確認

**自動車情報**

車名	トヨタ
自動車の大きさ	長さ 413 cm 幅 175 cm 高さ 128 cm
型式	不詳

**保管場所の位置 (自動車の駐車場)**

保管場所の位置 (自動車の駐車場) [黒塗り]

**駐車場所有者**

保管場所の土地等の所有者 使用者

**前車のナンバープレート番号 及び 保管場所標章番号**

前車のナンバープレート番号  
保管場所標章番号

**添付書類**

所在図 使用権原説明書面 1

配置図 使用権原説明書面 2

使用の本拠の位置を示す文書 使用権原説明書面 3

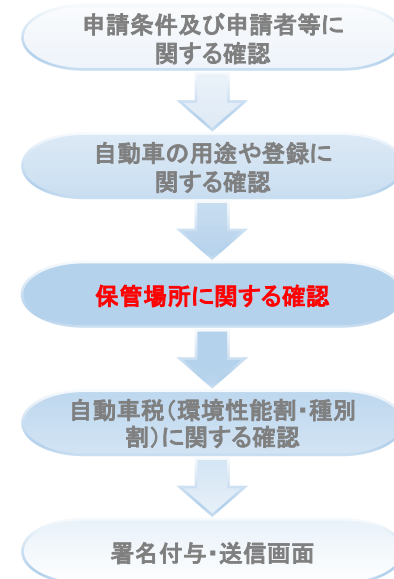
保管場所標章の交付場所

▲ 保管場所標章の郵送を希望する場合は、保管場所の位置を管轄する警察署にお問い合わせください。

保管場所を管轄する警察署

Copyright © 2016, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

< 戻る 次へ [確認] 申請書入力内容を確認しました。この内容で間違いありません。 [修正] 次へ >



★内容を確認し、[申請書入力内容を確認しました。この内容で間違いありません。]にチェックを入れ、[次へ] ボタンを押下する。

自動車保有関係手続のワンストップサービス 変更登録 自動車税（環境性能割・種別割）に関する確認

済 申請内容の入力 済 申請条件及び申請者等 済 自動車の用途や登録 済 保管場所 **!** 自動車税申告 未 申請書送信

変更登録 自動車税（環境性能割・種別割）に関する確認

**申告区分**

申告区分	転入
------	----

**課税区分**

自動車税種別割課税区分	その他
自動車税環境性能割課税区分	その他

**自動車用途**

用途	乗用車
----	-----

**自動車所有形態**

所有形態	自己所有
------	------

**納税（申告・報告）義務者**

納税義務者	所有者
-------	-----

**別送書類**

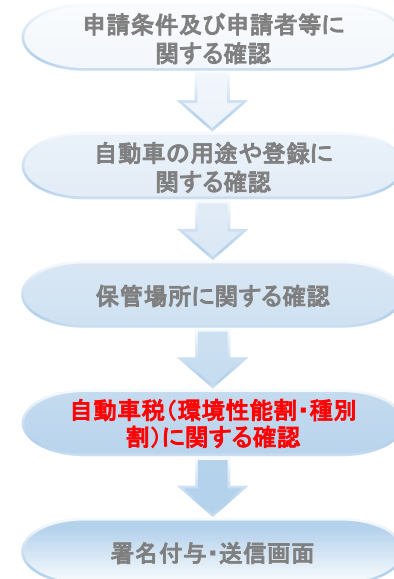
別送書類コード	001
---------	-----

**自動車税（環境性能割・種別割）の備考**

メモ

Copyright© 2016, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

申請書入力内容を確認しました。この内容で間違いありません。



★ ICカードの場合、電子署名付与・送信画面が表示される。

自動車保有関係手続のワンストップサービス 変更登録 電子署名付与・送信

済 申請内容の入力 済 申請内容の確認 **!** 署名付与・送信 未 到達確認

変更登録 電子署名付与・送信

1 電子署名の付与

■ ICカード（マイナンバーカード）をICカード読み取り装置にセットしてください。

- ・カードリーダーを利用する場合、ICカード（マイナンバーカード）をICカード読み取り装置にセットしてください。
- ・スマートフォンを利用する場合、マイナポータルAPを事前にインストールして利用ください。



🔗 電子署名用カード読み取り方法を選んでください、そうすることで申請書に電子署名の付与が行われます。

 **カードリーダーを利用**  **スマートフォンを利用**

■ 署名付与済欄がチェックされていれば、電子署名の付与が行われていることを示します。

署名付与済

2 申請書の送信

🔗 電子署名付与後、「申請書送信」ボタンを押して申請書を送信してください。

 **申請書送信**

Copyright© 2016, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

< 戻る **内容保存**

申請条件及び申請者等に関する確認

自動車の用途や登録に関する確認

保管場所に関する確認

自動車税（環境性能割・種別割）に関する確認

署名付与・送信画面

★商業登記に基づく電子証明書の場合、電子署名付与・送信画面が表示される。



自動車保有関係手続の  
ワンストップサービス

変更登録 電子署名付与・送信

済 申請内容の入力

済 申請内容の確認

! 署名付与・送信

未 到達確認

変更登録 電子署名付与・送信

1  
電子署名  
の付与

👉 次に「電子署名」ボタンを押してください。そうすることで申請書に電子署名の付与が行われます。



📄 署名付与済欄がチェックされていれば、電子署名の付与が行われていることを示します。

署名付与済

2  
申請書の  
送信

👉 電子署名付与後、「申請書送信」ボタンを押して申請書を送信してください。



Copyright© 2016, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

< 戻る

📄 内容保存

申請条件及び申請者等に関する確認

自動車の用途や登録に関する確認

保管場所に関する確認

自動車税(環境性能割・種別割)に関する確認

**署名付与・送信画面**



## ○所有者が個人でカードリーダーを利用の場合

★ [カードリーダーを利用] ボタンを押下する。

1  
電子署名の付与

ICカード（マイナンバーカード）をICカード読み取り装置にセットしてください。

- ・カードリーダーを利用する場合、ICカード（マイナンバーカード）をICカード読み取り装置にセットしてください。
- ・スマートフォンを利用する場合、マイナンバーAPを事前にインストールして利用ください。



電子署名用カード読み取り方法を選んでください、そうすることで申請書に電子署名の付与が行われます。

  カードリーダーを利用  スマートフォンを利用

署名付与済欄がチェックされていれば、電子署名の付与が行われていることを示します。

署名付与済

★ [OK] ボタンを押下する。

このページの内容

電子署名は従来の実印と同じ効力があります。電子署名の付与を行いますか？

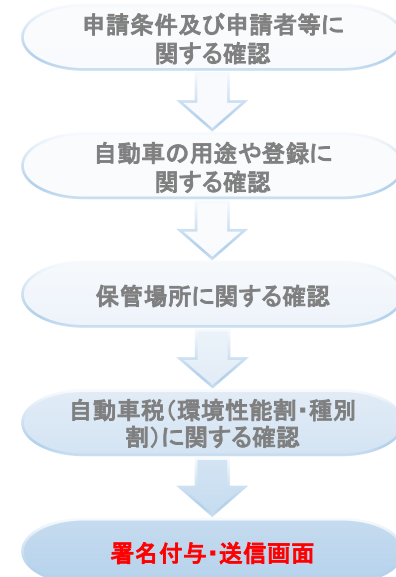
★ パスワードを入力する。

個人番号カード ログイン

公的個人認証 署名用パスワードを入力して下さい。

パスワード(P)

署名用パスワードは英数字8桁～16桁（英字と数字両方が必要）です。本パスワードは5回連続で間違えるとロックされますのでご注意ください。  
ロックした場合は市区町村窓口にてパスワード初期化を申請してください。



# ○所有者が個人でスマートフォンを利用の場合

送信画面

★ [スマートフォンを利用] ボタンを押下する。

1  
電子署名  
の付与

■ ICカード（マイナンバーカード）をICカード読み取り装置にセットしてください。

- ・カードリーダーを利用する場合、ICカード（マイナンバーカード）をICカード読み取り装置にセットしてください。
- ・スマートフォンを利用する場合、マイナポータルAPを事前にインストールして利用ください。



☞ 電子署名用カード読み取り方法を選んでください、そうすることで申請書に電子署名の付与が行われます。



■ 署名付与済欄がチェックされていれば、電子署名の付与が行われていることを示します。

署名付与済

★ [OK] ボタンを押下する。

このページの内容

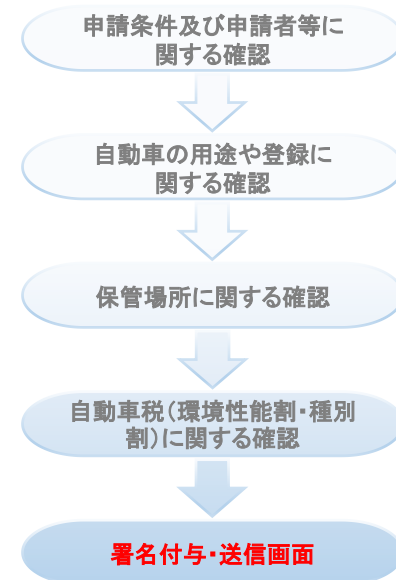
電子署名は従来の実印と同じ効力があります。電子署名の付与を行いますか？

★マイナポータルAPの2次元  
バーコード読取機能を利用して、  
マイナポータルAPの指示を従っ  
て、操作する。

2次元バーコード読取りについて



マイナポータルのQRコード読取り機能を利用して読み取ってください。



# ○所有者が個人でスマートフォンを利用した場合(有効期限切れ)

送信画面

★ [スマートフォンを利用] ボタンを押下する。

1  
電子署名の付与

■ ICカード (マイナンバーカード) をICカード読み取り装置にセットしてください。

- ・カードリーダーを利用する場合、ICカード (マイナンバーカード) をICカード読み取り装置にセットしてください。
- ・スマートフォンを利用する場合、マイナポータルAPを事前にインストールして利用ください。



☞ 電子署名用カード読み取り方法を選んでください、そうすることで申請書に電子署名の付与が行われます。



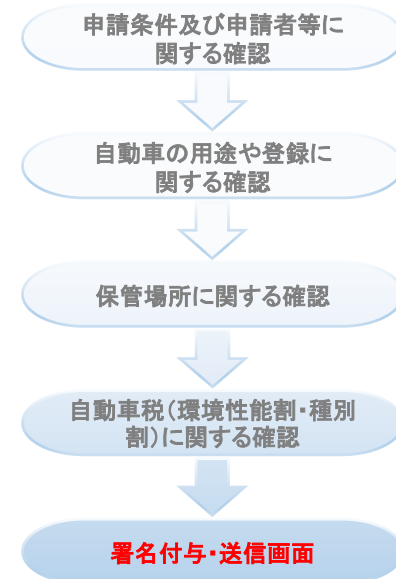
■ 署名付与済欄がチェックされていれば、電子署名の付与が行われていることを示します。

署名付与済

★ [OK] ボタンを押下する。

このページの内容

電子署名は従来の実印と同じ効力があります。電子署名の付与を行いますか？



★有効期限が切れの場合、[更新] ボタンを押下する。

2次元バーコード読み取りについて



有効期限が切れました。  
「更新」ボタンを押してください。  
マイナポータルのQRコード読み取り機能を利用して読み取ってください。



2次元バーコード読み取りについて




マイナポータルのQRコード読み取り機能を利用して読み取ってください。

## ○所有者が法人の場合

★ [電子署名] ボタンを押下する。

1  
電子署名の付与

次に「電子署名」ボタンを押してください。そうすることで申請書に電子署名の付与が行われます。



署名付与済欄がチェックされていれば、電子署名の付与が行われていることを示します。

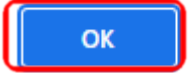
署名付与済



★ [OK] ボタンを押下する。

このページの内容


電子署名は従来の実印と同じ効力があります。電子署名の付与を行いますか？

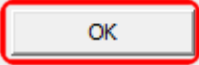
 OK

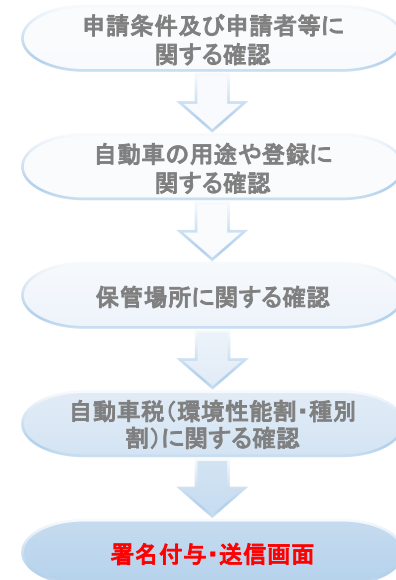


★ パスワードを入力する。

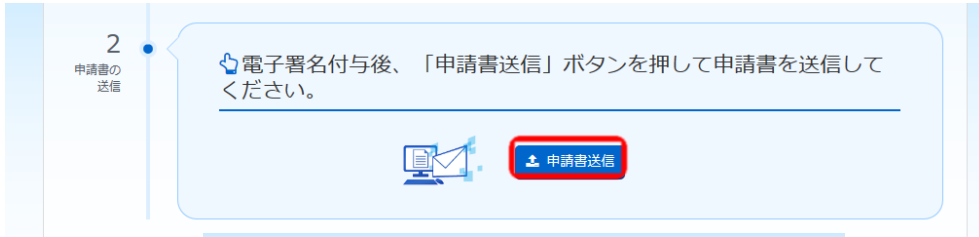
電子証明書パスワード

 電子証明書ファイルパスワードを入力してください。

 OK



★ [申請書送信] ボタンを押下する。

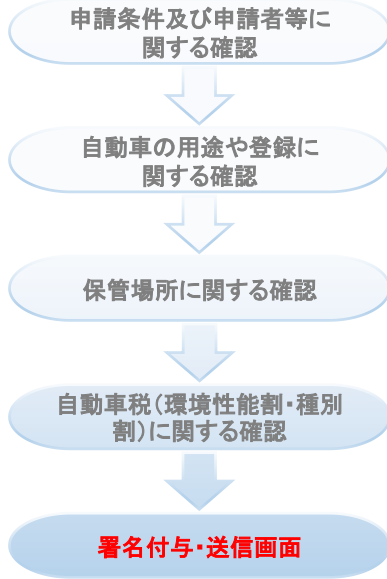


➤ 到達番号を控え、必要な書類を確認してください。項目をチェックして申請完了となります。

★ メールを受信できたことを確認する。到達番号を控えた後、[到達番号を控え] [受付審査時に必要な書類等を確認] [終了] ボタンを押下する。

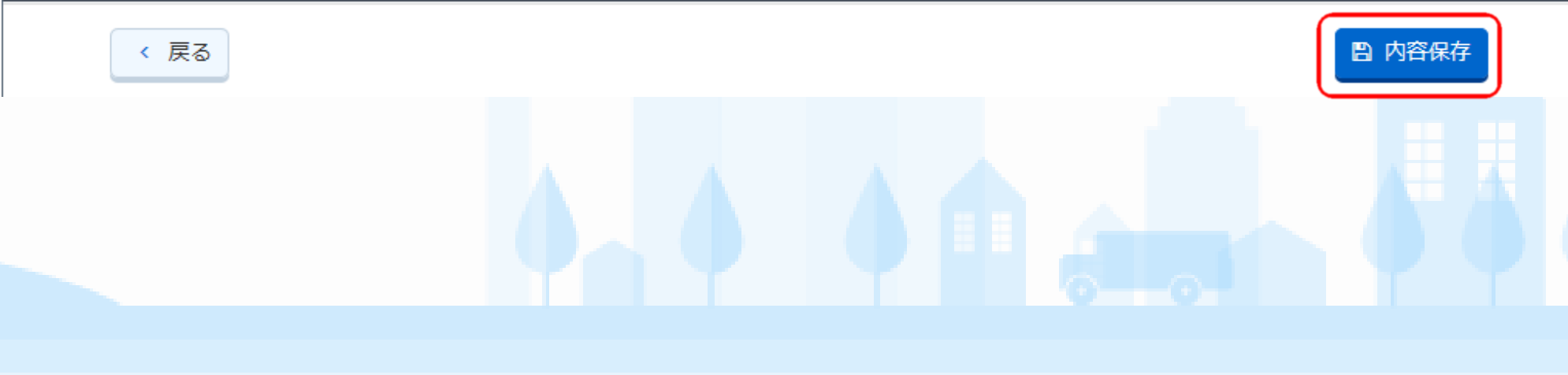


➤ 基本4情報や住民票コードを利用する場合、申請条件によって受付審査無効となる場合があります。変更の原因を証する書面を添付して、再度申請する際に画面入力を省略するため、申請書の保存をお勧めします。



➤ 受付番号取得後、15日以内に必要な書類を運輸支局に提出して下さい。期限内に提出が無い場合は申請無効になります。

※ [内容保存] ボタンを押下すると、申請データをPCに保存することができます。

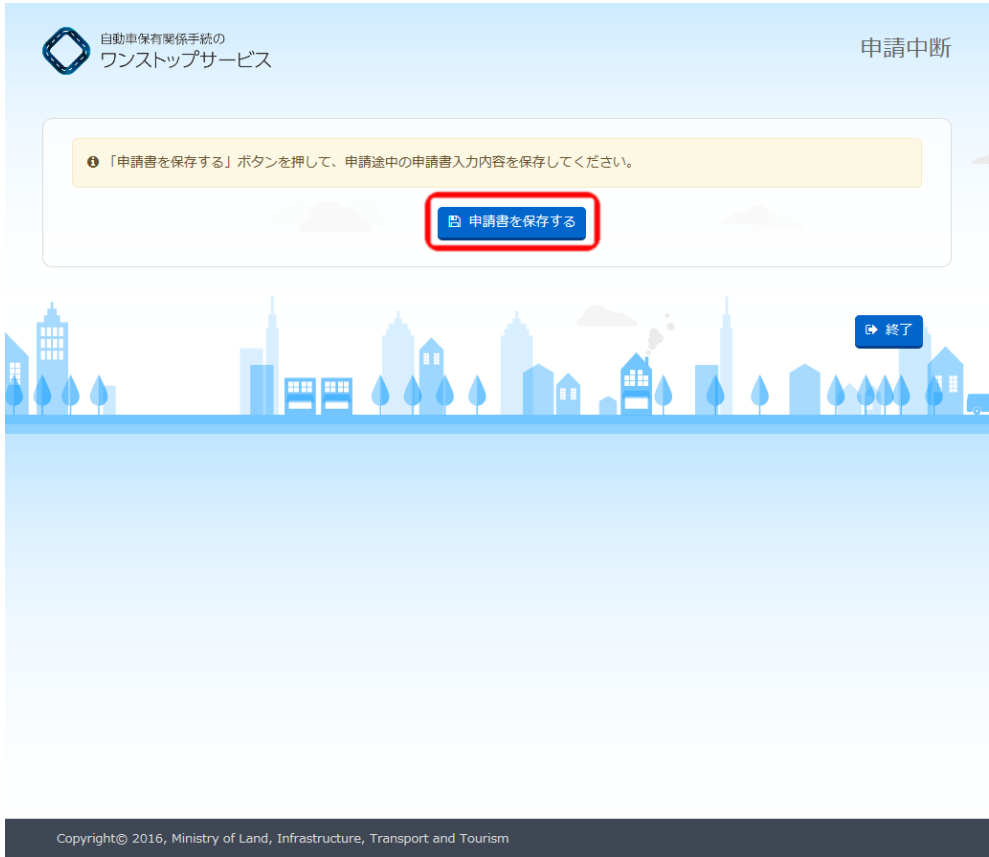


### ○中断ボタンの説明

★ [申請を中断する] ボタンを押下した後、OKボタンを押下する。



★ [申請書を保存する] ボタンを押下した後、保存場所を選び、保存する。



申請条件及び申請者等

自動車の用途や登録

保管場所

自動車税申告